

カーボン・オフセットの取組に係る

信頼性構築のための

情報提供ガイドライン(Ver.1.1)

平成 23年 ●月 ●日

環境省

—目次—

第1章 はじめに.....	1
1. 本ガイドラインの位置付け	1
2. 本ガイドライン作成の背景	1
3. 本ガイドラインの適用範囲	4
(1) 情報提供の目的	4
(2) 情報提供の対象者	5
4. 本ガイドラインの読み方	8
5. カーボン・オフセットに関する取組に係る問い合わせ先	9
第2章 カーボン・オフセットの情報提供に係る関係法令・ガイドライン	10
1. 表示とは	10
2. カーボン・オフセットの取組に係る情報提供に関連する法令	11
(1) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)	11
(2) 特定商取引法	12
(3) 消費者契約法	13
(4) 業種ごとに定められる業法等	15
3. 環境省「環境表示ガイドライン」の観点からみた情報提供のあり方	15
(1) 情報提供の課題	16
(2) 情報提供に関する要求事項	17
(3) 情報提供のタイミング	18
第3章 商品使用・サービス利用オフセットの情報提供	20
1. インターネット等の通信販売	20
(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する	22
(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	24
(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する	27
(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する	33
2. 店頭販売	35
(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する	37
(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	37
(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する	37
(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する	37
3. カーボン・オフセットに関する証明書類への記載事項	38
第4章 会議・イベント開催オフセットの情報提供	41
1. カーボン・オフセット料金を参加者が負担する場合.....	41
(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する	44
(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	44
(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する	45
(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する	46
(5) オフセット料金を参加者が負担する場合の情報提供における制約への対処法	46

2. オフセット料金を開催主体が全て負担する場合	47
第5章 自己活動オフセットの情報提供	49
(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する	50
(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	50
(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する	50
参考資料 1 カーボン・オフセットの類型別記載例	51
1. カーボン・オフセット型の商品・サービス	51
2. カーボン・オフセット型の会議・イベント	53
3. 自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの実施	56
参考資料 2 チェックシート	57
参考資料 3 用語集	60
カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)「カーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者 認証及びラベリング」ワークショップ委員名簿	65
ワークショップの審議経過(日程及び議事内容)	66

第1章 はじめに

1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について」（2008年2月7日環境省策定。以下「環境省指針」という）を受け、オフセット・プロバイダー、カーボン・オフセットを実現する商品、サービス等を提供する者、会議・イベントの開催に伴う温室効果ガスの排出量をオフセットする者、自らの温室効果ガスの排出量をオフセットする者等がカーボン・オフセットを行う際に留意すべき点や明示すべき情報等を示すことにより、カーボン・オフセットの信頼性の構築と、カーボン・オフセットの取組に関する適切な理解の促進を通じたカーボン・オフセットの更なる推進を図るものである。

また、本ガイドラインは、カーボン・オフセットの取組に関する第三者認証基準の一部を構成するものである。環境省及びカーボン・オフセットフォーラム（J-COF¹）（（社）海外環境協力センター（OECC）内事務局）主催の課題別ワークショップである「カーボン・オフセットに係る透明性の確保並びに第三者認証及びラベリング」においては、第三者認証及びラベリングスキームの構築が進められていることから、公表され次第これらのスキームと併せ、カーボン・オフセットの信頼性構築のために活用されることが望ましい。

同フォーラムにおける課題別ワークショップにおいては、このほかにも「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG 排出量の算定方法ガイドライン」の策定が進められていることから、適切な情報提供に向けて適宜参考にされたい。

なお、本ガイドラインについては、今後、関連するガイドラインの策定状況や、諸外国における関連ガイドラインの公表、国内外におけるカーボン・オフセット市場の動向等を踏まえ、随時更新するものとする。

2. 本ガイドライン作成の背景

低炭素社会の実現に向けたカーボン・オフセット推進の意義及び期待される効果 (カーボン・オフセットとは)

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう（環境省指針）。

¹ 環境省指針に則り設立されたカーボン・オフセットの取組に関する情報収集・提供、普及啓発、相談支援等を実施する機関。www.j-cof.org

(カーボン・オフセットを推進する意義及び期待される効果：主体的な排出削減努力の促進)

このようなカーボン・オフセットを推進する第一の意義は、社会を構成する者が地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを認識し、主体的な排出削減努力を促すことにある。

カーボン・オフセットを行う者は、まず自らの行動に起因する温室効果ガスの排出量を認識することで削減可能な分野が特定でき、排出削減意欲を高めることができる。また、どうしても一定量排出せざるを得ない部分について、その排出分を埋め合わせるためクレジットを購入することなどにより、温室効果ガスの排出がコストであることを認識することとなる。

こうしたカーボン・オフセットの取組の促進を通じて、温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、「見える化→自分ごと化→削減努力→埋め合わせ（オフセット）」という流れを作り出すことで、気候変動リスクを低減する低炭素社会のバックボーンを形成し、カーボン・オフセットから「カーボン・ニュートラル（炭素中立）」、さらに「カーボン・マイナス」にまでつなげていくような気運を醸成することになると期待される。

(カーボン・オフセットを推進する意義及び期待される効果：国内外の排出削減・吸収プロジェクトの支援)

また、カーボン・オフセットの取組を推進する第二の意義は、国内外の排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動等の資金調達に貢献することにある。カーボン・オフセットの取組は、市民、企業、NPO/NGO 等が国内外で実施する、温室効果ガスの排出削減・吸収を実現するプロジェクトへの投資につながり、これらのプロジェクトの実施に資金面で貢献する機会を提供することができる。

特に、途上国においては、近年、経済成長に伴い、大気汚染、水質汚濁、廃棄物管理といった公害問題や森林、生物多様性等の自然資源の劣化が深刻化している。例えば、風力・水力発電所の建設による化石燃料使用の削減、ごみの収集・分別や適正な処理の促進や植林、森林保全といったようなプロジェクトは、公害問題・自然資源の改善と温室効果ガスの排出削減といった二つの効果を同時に実現することができる。このようなプロジェクトは、途上国においてもニーズが高いものの現状では十分にファイナンスされていないことから、カーボン・オフセットを通じた資金面での貢献が期待される。

これにより、排出削減・吸収プロジェクトが一層進展することによって更なる排出削減・吸収につながる。

(我が国におけるカーボン・オフセットの取組の広がり)

カーボン・オフセットはイギリスやドイツを始め欧州での取組が活発である。特にイギリスでは、香港上海銀行（HSBC）、Barclays といった金融機関等が自らの排出量をオフセットしているほか、航空会社が航空機の利用による温室効果ガス排出量や、レンタカーの利用による温室効果ガス排出量をオフセットする機会を顧客に提供している。

我が国においてもカーボン・オフセットの取組は急速に広がりつつある。メーカーや旅行会社、金融機関等、民間レベルでカーボン・オフセットの取組が一部開始されてきている。また、地方自治体も、地域振興の効果も見込み、カーボン・オフセットの取組の実施又は検討を進めている。

カーボン・オフセットの取組における信頼性構築のための情報提供の重要性

カーボン・オフセットの取組が急速に拡大する中、さまざまなカーボン・オフセットの取組に係る信頼性の構築のため、消費者等への適切な情報提供が行われることが求められている。

例えば、カーボン・オフセットを謳う商品・サービス等の中には、「誰の、どのような排出をオフセットしているのか」が曖昧なものや、こうした情報が掲載されていないもの、商品・サービスの利用者等の主体的な排出削減努力を促す説明が不十分であるなど、カーボン・オフセットの意義・効果の実現に結びつかないものがある。

また、カーボン・オフセットは、自分では削減しきれない温室効果ガスの排出について、他の場所における排出削減・吸収活動により埋め合わせるものであり、自分ではできない削減を他の者が代わって行うと言い換えることもできる。このため、排出削減・吸収が確実に行われているかについて、適切に情報提供することが必要である。

カーボン・オフセットの意義・効果を適切に消費者等に伝え、カーボン・オフセットの意義・効果の実現を図るためには、カーボン・オフセット型の商品・サービス等を提供する事業者が適切な情報提供を行うことにより、カーボン・オフセットの取組に係る信頼性が構築されることが必要不可欠である。

このため、環境省指針においても、「カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築するためには、カーボン・オフセットの取組に係る透明性を高めること、また、カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する商品・サービス等を購入する消費者に対し十分な説明がなされることが必要である。オフセット・プロバイダー、カーボン・オフセットを実現する商品・サービス等を提供する者、会議・イベントの開催に伴う排出をオフセットする者等のカーボン・オフセットの取組を行う者は、オフセットの対象活動の範囲（バウンダリ）、対象活動からの排出量とオフセットに用いるクレジット量、カーボン・オフセットを実現する商品・サービス等の内容、クレジットを生成する排出削減・吸収活動の内容や結果、オフセットが実現するまでの期間、オフセット関連事業の収支等のうち必要な情報を公開することが求められる。」とし、透明性の確保に関する基準については、「具体的なカーボン・オフセットの取組の事例を踏まえ、公的機関が検討・策定する必要がある。」としている。

3. 本ガイドラインの適用範囲

環境省指針では、カーボン・オフセットの主な類型として、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット及び市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセットの二つに大別しており、このうち、市場流通型を次の3つのタイプに分類している（カーボン・オフセットの類型についてはFAQ2 参照）。

- ①. 商品使用・サービス利用オフセット
- ②. 会議・イベント開催オフセット
- ③. 自己活動オフセット

本ガイドラインでは、基本的には市場流通型カーボン・オフセットを対象としているが、特定者間完結型についても、適切な情報提供が行われるよう努める必要がある。

(1) 情報提供の目的

オフセット・プロバイダー、カーボン・オフセットを実現する商品・サービス等を提供する者、会議・イベントの開催に伴う排出をオフセットする者、自らの排出量をオフセットする者等は、商品・サービス等の購入者や会議・イベントの参加者等に対し、以下の目的のために、必要な情報の提供を行うことが求められる。

- ①. カーボン・オフセットの信頼性の構築
- ②. 地球温暖化問題の現状と対策の喫緊性の理解の促進
- ③. 低炭素社会の実現に貢献するカーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果（環境省指針1（2））の正しい理解の促進

商品・サービス等の購入者や会議・イベントの参加者等に対して情報提供を行うに当たっては、商品・サービス等の販売・提供時や販売後等の各時点において、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用い、できる限りわかりやすい形で情報提供することが求められる。

(2) 情報提供の対象者

①. 商品使用・サービス利用オフセット

カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売等には、クレジットが付与された商品・サービス等を販売する場合、オフセット証書²等の形でカーボン・オフセットというサービスを提供する場合があるが、これらの商品・サービスを購入する者、又はこれから商品の購入・サービスの利用を行おうとする者（市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等）に対して適切に情報提供を行うことが求められる。本類型の販売形態には、インターネット等の通信販売と店頭販売があり、さらに、購入者がオフセット料金を負担する場合（図1中パターン①³）と商品・サービスの販売者がオフセット料金を負担する場合（図1 中パターン②⁴）がある。

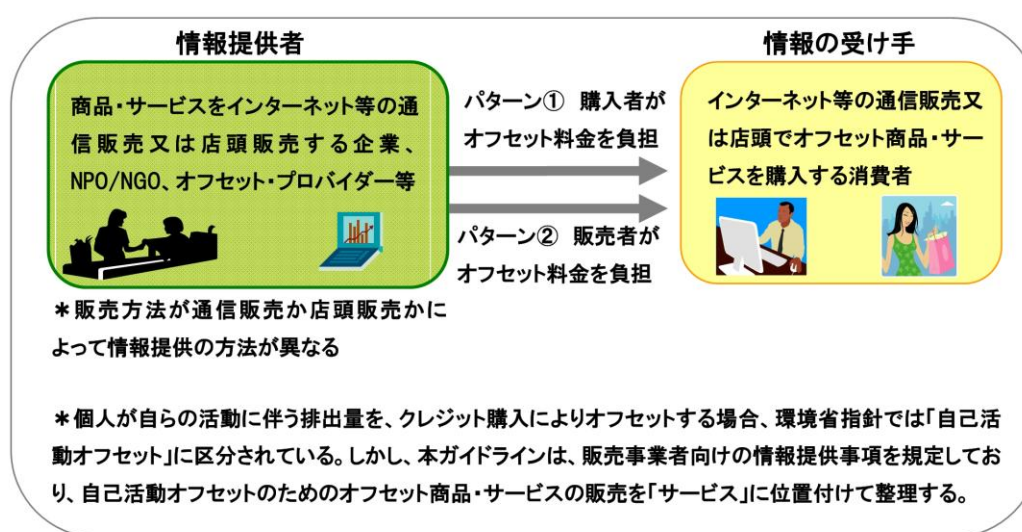


図 1 商品使用・サービス利用オフセット

² 消費者が、カーボン・オフセットのためのクレジットの取得・無効化といったオフセット・サービスを購入し、オフセット・サービスの一環として証書が郵送又はインターネット上でダウンロードできるような商品・サービスの販売をいう。

³ 例えば、消費者が自動車移動に伴う排出量を自身でオフセットするために、消費者がインターネット販売を通じてクレジットを購入するものや、旅行に伴う排出量（バス移動等）を旅行者自身がオフセットするために、旅行料金とは別途オフセット料金を支払うような商品・サービスがある。

⁴ 例えば、「オフセット飲料」を販売する場合、飲料の製造に伴う排出量を製造者側がオフセットし、製造者自身がオフセット料金を負担するような場合が考えられる。（消費者は通常の飲料の料金で商品を購入）

②. 会議・イベント開催オフセット

カーボン・オフセット型の会議・イベント開催の場合は、主に会議・イベントに参加する者に対して適切に情報提供を行うことが求められる。また、広く認知された会議・イベントのカーボン・オフセットの場合は、参加者のみでなく、当該会議・イベントに関心のある市民等を対象とした情報提供を行うことが求められる。本類型のうち国際会議等のカーボン・オフセットについては、会議・イベントの開催主体がオフセット料金を負担し、オフセットを実施している事例（図2中パターン①）が大半であるが、販売するチケットにオフセット料金を上乗せする場合（図2中パターン②）もありうる。

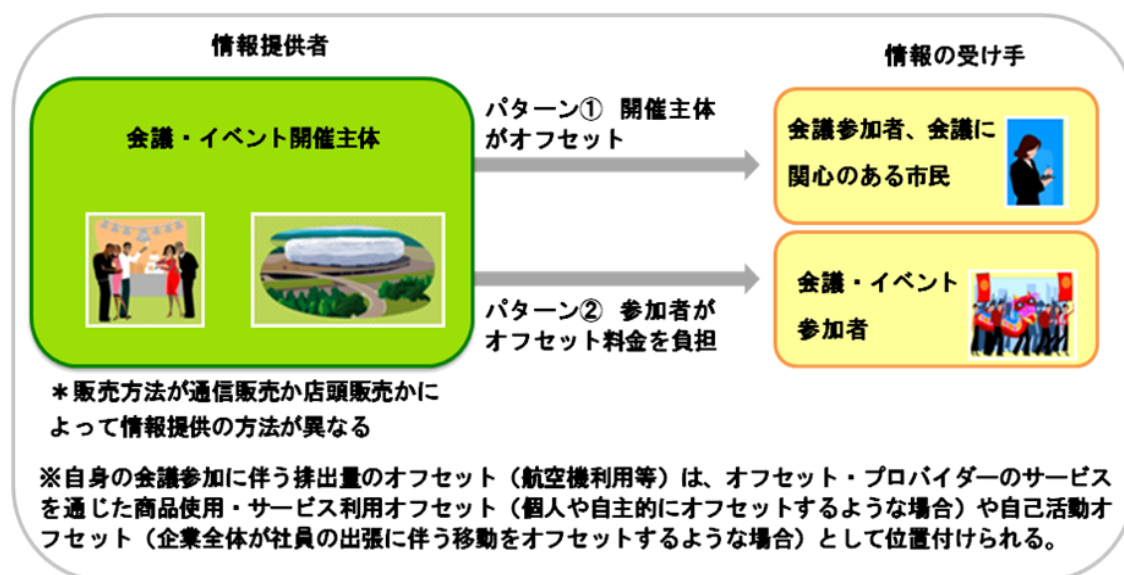


図 2 会議・イベント開催オフセット

4. 本ガイドラインの読み方

本ガイドラインは、環境省指針のカーボン・オフセットの類型に従い、商品使用・サービス利用オフセット（第3章）、会議・イベント開催オフセット（第4章）、自己活動オフセット（第5章）それぞれに求められる情報提供について整理した。表1 に示した情報提供者は、当該章を参照されたい。

表 1 カーボン・オフセットの類型とそれに対応する情報提供者の例

類型	情報提供者の例	章
商品使用・サービス利用オフセット	オフセット・プロバイダー 商品・サービスをインターネット等の通信販売又は店頭販売する企業、NPO/NGO 等	第3章
会議・イベント開催オフセット	会議・イベントの開催主体	第4章
自己活動オフセット	自己活動オフセットを実施する企業等	第5章

また、関連法令やガイドラインの抜粋は「資料」として四角ボックスにて、またカーボン・オフセットに関連した情報を消費者に提示する際の書き方は「記載例」として角丸緑色のボックスにて示した。

資料

【法令やガイドライン】
文章抜粋
※参考にすべき法令やガイドラインの文章を抜粋し記載してあります

記載例

情報の記載例
※カーボン・オフセットに関連した情報を消費者に提示する際の書き方の例を示しています

さらに、類型ごとの関連法令やガイドラインと情報提供事項については、表2 のような一覧表を各章の冒頭に設け、関連法令に配慮して情報提供が求められる事項に「●」を付すとともに網掛けにて注意事項を記載し、環境省指針等に基づく情報提供事項に「◎」を、これらに該当しないが事業者が任意で情報提供することが望ましい事項に「○」を付したため、これらを実際の情報提供の参考にされたい。

表 2 情報提供事項一覧の様式

情報提供事項	詳細	広告	販売時	販売後 (証書等)	関連法令に関する注意事項
		●	◎	○	

本ガイドラインに示した情報提供に関して、参考資料として具体的な記載事例とチェックシートを掲載している。このチェックシートにある最低限記載すべき事項を確認し、記載事例を参考にしながら、消費者に誤解のないよう情報提供することが望ましい。

5. カーボン・オフセットに関する取組に係る問い合わせ先

カーボン・オフセットに関する相談窓口として、2008年4月に環境省はカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）を設立した。本ガイドラインを含めたカーボン・オフセットに関する相談は、J-COF ヘルプデスクにお問い合わせ願いたい。

カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）ヘルプデスク
〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8 芝公園アネックス7階
（社）海外環境協力センター（OECC）内
03-5776-0402、info@j-cof.org

第2章 カーボン・オフセットの情報提供に係る関係法令・ガイドライン

本章では、カーボン・オフセットの取組に係る法令やガイドラインについて整理する。特に、本章で関係法令を紹介しているのは、カーボン・オフセットの取組について消費者等に対し情報提供を行うに当たって関係法令の規定に配慮することが望ましいためである。

1. 表示とは

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）において、「表示⁵⁾」とは、一般的な広告や新聞、メディア広告、インターネットでの広告等と規定されている（資料1 参照）。

本ガイドラインでは、同法が規定する表示における、カーボン・オフセットに関する事項全般を対象とする。

資料 1 公正取引委員会が景品表示法第2 条第2 項で規定する表示

景品表示法第2 条第2 項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- 三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

（出典：公正取引委員会ウェブサイト⁶⁾）

⁵⁾ 公正取引委員会ウェブサイト 景品表示法の概要 <http://www.jftc.go.jp/keihyo/keihyogaiyo.html>

⁶⁾ 公正取引委員会ウェブサイト「不当景品類及び不当表示防止法第2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」<http://www.jftc.go.jp/keihyo/files/3/shiteikokuji.html>

2. カーボン・オフセットの取組に係る情報提供に関連する法令

ここでは、消費者向けの商品・サービスや、参加者から参加料金を徴収する会議・イベントにおいて、消費者保護の観点から関連する法令を整理した。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)は、不当表示や過大な景品類の提供を規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる機会を確保する法律である。例えば、資料2に示す不当表示に関連する主な規定に定められているとおり、消費者に誤認されるような商品・サービス等の内容や価格の表示は不当とみなされ、公正取引委員会による排除命令⁷等の措置が取られる。

資料 2 景品表示法の主な関係規定

第二条 (略)

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(出典：電子政府法令データ提供システム⁸)

⁷ 排除命令とは、当該行為を行っている事業者に対し、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずること。公正取引委員会ウェブサイト

<http://www.jftc.go.jp/keihyo/ihanqa.html>

⁸ 電子政府法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

(2) 特定商取引法

特定商取引法は、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めることにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律である。

具体的には、訪問販売、通信販売（インターネットを含む）、電話勧誘販売等に類型し、勧誘開始前の氏名等の明示、虚偽・誇大広告の禁止、契約締結時に重要事項を記載した書面の交付義務付けといった規制を行っている。違反行為は、改善指示や業務停止等の罰則の対象となる。また、申し込み後のクーリング・オフ等のルールについても定められている⁹。

資料 3 特定商取引法第十一条に係る広告表示事項（抄）

- ・ 販売価格（役務の対価）（送料についても表示が必要）
- ・ 代金（対価）の支払時期、方法
- ・ 商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）
- ・ 商品の引渡し（権利の移転）後におけるその引取り（返還）についての特約に関する事項（その特約がない場合にはその旨）
- ・ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ・ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ・ 申込みの有効期限があるときは、その期限
- ・ 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額
- ・ 商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ・ 商品の販売数量の制限など、特別な販売条件（役務提供条件）があるときは、その内容

（出典：経済産業省ウェブサイト、特定商取引法とは）

⁹ 経済産業省ウェブサイト 特定商取引法とは

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tokutei/gaiyo/index.html>

資料 4 特定商取引法の主な関係規定

第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。

(略)

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその引取り又は返還についての特約に関する事項
(その特約がない場合には、その旨)
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品の引渡し又は当該権利の移転後におけるその引取り又はその返還についての特約その他の経済産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(出典：電子政府法令データ提供システム¹⁰)

(3) 消費者契約法

消費者契約法は、消費者の利益を守ることを目的として、平成12年4月に制定、平成13年4月に施行された。同法は、消費者と事業者との間に情報の量や質、交渉力に差があることから、契約トラブルが増え続けている状況を踏まえ制定されたものであり、消費者と事業者が対等に取引するルールを定めたものである。

同法は、消費者と事業者間のすべての契約に適用される。重要な項目について事実と違うことを言う（不実告知）や、将来の変動が不確実にも関わらず断定的に言う（断定的判断）、利益になることだけを言い、不利益になることを故意に言わない（不利益事実の不告知）といった不適切な勧誘のもとに契約した場合は、誤認に気が付いた時から6ヶ月、契約の時から5年以内であれば取消しができる。また、内閣府は国民生活審議会に消費者契約法評価検討委員会を設け、インターネット取引でのトラブルといった新しい事例や判例等について消費者契約法の施行状況の評価・検討を定期的に行っている。

¹⁰ 電子政府法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

資料 5 消費者契約法の主な関係規定

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 （略）

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5 （略）

（出典：電子政府法令データ提供システム¹¹）

¹¹ 電子政府法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

(4) 業種ごとに定められる業法等

日本では、商品・サービスの業種ごとに個別に適用される業法がある。さらに、業種ごとに定められる個別法令により約款が規制されており、各業種の所管行政庁により、個別の業種ごとの約款に関する指導が行われる。これら業法・約款には、記載すべき免責事項を定めた保険業法、割賦販売法、道路運送法、倉庫業法、契約書面の交付や記載事項を定めた訪問販売等に関する法律、宅地建物取引業法等がある。

航空会社は国内/国際運送約款、宅配業者は標準宅配便運送約款、旅行会社は旅行業約款と
いうように、それぞれの定めに従って消費者へキャンセル期限等の説明を行う必要がある。

3. 環境省「環境表示ガイドライン」の観点からみた情報提供のあり方

環境省は、2008年1月16日に、さまざまに存在する環境表示の適切な環境情報の提供を促すために「環境表示ガイドライン¹²」を策定し、消費者にわかりやすい環境情報提供のあり方について整理・情報提供している。カーボン・オフセットに関する表示も環境表示ガイドラインにおける「環境表示」の1つであることから、カーボン・オフセットに関する一般的な環境表示に関する表現については、環境表示ガイドラインに従うものとする。

¹² 環境省「環境表示ガイドライン」 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10742&hou_id=9241

(1) 情報提供の課題

環境表示ガイドラインにおいては、環境表示に関する課題が整理されており、カーボン・オフセットに関する取組についても、これらに対応した具体的な課題が存在する。これらの課題を克服するためにも、消費者等に誤解を与えないような適切な情報を提供することが求められる。

表 3 環境表示に関する課題

「環境表示ガイドライン」が整理する課題	カーボン・オフセット固有の課題
一部の環境表示には、客観性や合理性に欠け、表示の根拠が不明確なケースが散見される	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボン・オフセットの意義及び効果、特に排出削減努力の内容、オフセットの対象範囲等についてあいまいなものがある。 ・カーボン・オフセットと京都メカニズムクレジットの寄付を混同した説明がみられる。また、削減努力に関する明示がないものがある。
主張する内容の範囲が具体的に示されず、簡素化されていたり、「環境にやさしい」等のあいまいな表現が単独で用いられたりする場合がある	
市場には各社各様のメッセージ（説明文）やシンボルマークが氾濫しているため、環境性能について優劣がわかりづらく、製品間の比較も難しい	
適切な環境情報の量と質、伝達方法、タイミング、環境負荷低減効果、さらには情報の一般性や透明性、科学的な検証の必要性が課題となっている	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセットの対象となる排出量算定の根拠が明示されているものの専門的で消費者には分からないものが詳細にわたって記載されているもの、逆に説明が不十分なものがある。 ・クレジットを事後的に取得する場合、消費者への伝達方法は各社の判断に委ねられており、事後報告がない場合も散見される。 ・広告（購入前）、購入時、購入後、証書の発行時といったタイミングごとに表示されるべき情報が明確ではないため、各社の判断に委ねられている。 ・排出量を埋め合わせる排出削減・吸収プロジェクトに関する情報が提供されていない商品・サービスがある。 ・消費者が支払ったお金が排出削減・吸収に貢献するプロジェクト等に確実に支払われているのか明確でないものがある。 ・オフセットする排出量の算定手法にばらつきがあり、埋め合わせに用いられる排出削減・吸収量自体の第三者認証・検証についても、京都クレジット以外のクレジットは明確でないものもある。

(左列の出典：「環境表示ガイドライン」、p.6)

(2) 情報提供に関する要求事項

また、環境表示ガイドラインに示された要求事項（表4 左列）を参考に、表4 右列のようなカーボン・オフセット特有の情報提供に関する論点が考えられる。

表 4 環境表示、シンボル（ロゴ・マーク等）を使用した情報提供のあり方としての要求事項

「環境表示ガイドライン」が整理する課題	カーボン・オフセットに関する情報提供のあり方としての要求事項
消費者にとって聞きなれない専門用語や固有名詞、事業者等による造語等は単独での使用は避け、わかりやすい説明文又は図表を伴った表現を行う	「カーボン・オフセット」「京都目標の達成」「排出係数」「バウンダリ」といったカーボン・オフセットに関連する専門用語や固有名詞の単独での使用は避け、わかりやすい説明文又は図表を伴った表現を行う
環境に配慮した素材や原材料等を使用していることを主張する場合、素材の環境負荷の原単位や使用割合による環境負荷削減効果を明確に表示する	カーボン・オフセットの取組に関するものであることを主張する場合、削減努力の内容、オフセットの対象範囲（バウンダリ）、オフセットに用いられる排出削減・吸収量の内容等を明確に表示する
「エコ」、「環境対応」等の、あいまいだが何らかの環境保全効果を示唆する用語を製品やサービスの商品名又は愛称に用いる場合は、環境表示とみなす	「ゼロ化」「相殺」「カーボン・ニュートラル」といった、あいまいだが何らかの地球温暖化対策効果を示唆する用語を商品・サービス等の商品名又は愛称に用いる場合は、環境表示とみなす
シンボル（ロゴ・マーク等）を使用する際は、シンボルが示す意味や使用基準を明確に設定する。さらに、そのシンボルに隣接して説明文（事業者名・団体名、シンボルの意味、設定基準等）を表示する	事業者が独自に作成するカーボン・オフセットの取組に関するシンボル（ロゴ・マーク）を使用する際は、シンボルの意味や使用基準を明確に設定し、隣接した場所に説明文（事業者名・団体名、シンボルの意味、設定基準等）やウェブサイトへの誘導を表示する
環境表示とりわけ環境ラベルではないシンボルマークのうち環境表示とは無関係な自然物等を示すデザインは避ける	カーボン・オフセットの取組に関係のないシンボルはカーボン・オフセットと無関係な自然物等を示すデザインの表示を避ける

（左列の出典：環境省「環境表示ガイドライン」pp.23-pp.29）

(3) 情報提供のタイミング

環境表示ガイドラインでは、消費者が製品やサービスに関する情報を提供するタイミングを次の3段階に整理し、提供すべき環境情報の範囲はそれぞれの段階によって異なることから情報提供の方法もこれら3段階に合わせて行われる必要があるとしている。

資料 6 情報提供のタイミング

- 1) 製品を購入する以前／製品の包装や梱包を解く前の段階
(広告、カタログ・パンフレット、環境ラベル、ウェブサイトやインターネットを介した各種情報等)
- 2) 製品を購入し、製品の包装や梱包を解いた後の段階 (仕様書、取り扱い説明書等)
- 3) 製品を購入後、消費者が製造事業者又は流通事業者等に問い合わせる段階

(出典：環境省「環境表示ガイドライン」 p.33)

カーボン・オフセット商品・サービスにおいては、同ガイドラインの2)で規定する製品の包装や梱包を解いた後の段階ではなく購入時（契約時）がより重要と考えられる。

これは、商品・サービス販売時に、カーボン・オフセットに用いるクレジットへの支払いを消費者が負担する場合があること、販売事業者自身が負担する場合においてもカーボン・オフセット商品・サービスであることが消費者による商品・サービスの選択・購入の重要な動機となっている場合が多いこと、更には販売時にはオフセットに用いるクレジットが取得されていない（購入時点ではまだオフセットしていない）ものの、消費者が商品・サービスに対して対価を支払うようなカーボン・オフセット特有の販売形態があるためである。カーボン・オフセット会議・イベントのうちチケット販売等を伴うものについても、同様の問題が存在する。よって、本ガイドラインでは、情報提供のタイミングは、商品・サービスや会議・イベントチケット等の販売前（広告）、販売時（契約）、販売後の3段階で整理することとする。

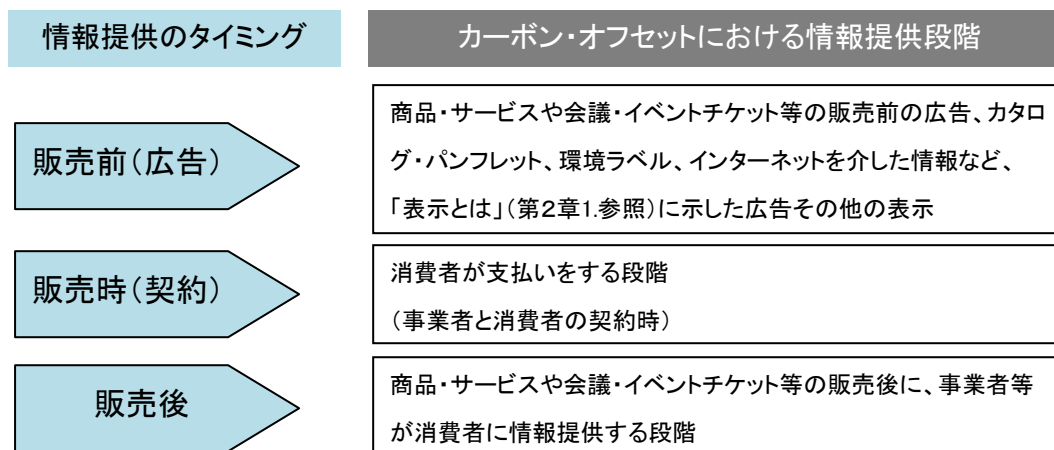


図 4 カーボン・オフセットにおける情報提供のタイミング

また、会議・イベント開催オフセットでは、上記における「販売後」は「開催後」に相当し、これに加え、「開催中」も情報提供のタイミングとして考えられるため、「広告」、「販売時」（参加者にオフセット料金を負担させる場合）、「開催中」及び「開催後」が情報提供のタイミングとして想定される。

自己活動オフセットにおいては、販売を伴わないため、「広告」及び「実施後」の2つが情報提供のタイミングとして想定される。

第3章 商品使用・サービス利用オフセットの情報提供

日本での商品販売には、インターネット等の通信販売によるものと店頭販売によるものがある。一般に通信販売は広告のみによって消費者に商品・サービスを購入させる必要があり、このため、様々な利点を強調し、その結果誇大広告になりがちであり、消費者の側も購入するか否かの判断材料は広告しかなく、広告が正確であっても誤認しやすいという問題を有している。さらに、インターネットによる通信販売の場合は、①消費者が購入するか否かの判断はコンピューターディスプレイに表示された情報のみであり、消費者の判断・認識に誤りが生じやすく、かつ、事業者による画面上の表示内容の変更が容易であること、②消費者側によるコンピューターの誤操作、通信回線等のエラー等による注文が避けられないこと等の特色を有している。このため、インターネット等での通信販売では、第2章に示した特定商取引法による広告表示事項が定められている。このほかにも商品・サービスの類型ごとに個別に適用される業法があるが、こうした業法については本ガイドラインでは特段触れず、特定商取引法が適用される場合（インターネット等の通信販売）とそうでない場合（店頭販売）を区別して整理する。

なお、オフセット料金を購入者が負担する場合（図1 中パターン①）と販売者が負担する場合（図1 中パターン②）とでは、景品表示法や消費者契約法において情報提供のレベルが異なることが考えられることから、販売価格その他の支払いに関する事項についてはパターン別に記載した（第3章1.(4)）。

1. インターネット等の通信販売

インターネット等の通信販売において、情報提供されるべき事項の一覧を表5に示した。関連法令に配慮して記載すべき事項「●」、環境省指針等に基づき記載されることが望ましい事項「◎」、これらに該当しないが任意で記載されることが望ましい事項「○」を示した。

第3章1では、各事項を部分的に抜き出す形で望ましい記載例を示している。これらを含む具体的な記載例については参考資料1に示しており、広告宣伝等の作成にあたり参考にされたい。また、情報提供のタイミング別（販売前、販売時、販売後）のチェックシートを参考資料2として付したため、参照されたい。

表 5 インターネット等の通信販売における商品使用・サービス利用オフセットの
情報提供事項一覧

	情報提供事項	詳細	広告	販売時	販売後	関連法令に関する注意事項
(1)	カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットの仕組みの説明(定義、削減努力がまず重要である旨)	◎	◎	○	
		地球温暖化対策の喫緊性の説明	◎	◎	○	
		カーボン・オフセット商品・サービス提供主体の削減努力	◎	◎	○	
		消費者の削減努力の促進に関する情報	◎	◎	○	
(2)	オフセットの対象(範囲)	対象とする活動(乗り物による移動、日常生活での電力使用、製品の製造に係る排出量、ビルでの電力使用、廃棄物処理など)	●	●	○	景品表示法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		対象とする期間(日数、時間など)、対象とする人数(住居全体・一人当たり排出量など)、対象とする距離	●	●	○	
	算定量・算定方法	対象とする活動に伴う排出量とオフセット量(グラム、トン数)	●	●	○	
		算定方法(根拠とした算定ガイドライン又は算定式等)	●	●	○	
(3)	クレジットタイプの説明	クレジットの種類(京都クレジット、JVETSクレジット、国内VER、海外VER)	●	●	○	表示全般には、景品表示法(不当表示)が、販売時(契約)には消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		認証プログラム名(京都クレジット以外)	●	●	○	
	クレジットの調達期限・通知方法	クレジットの調達状況・無効化方法	○	●	◎	
		クレジット調達期限・通知方法・頻度	●	●	—	
	プロジェクト情報	プロジェクト名	○	○	○	
		プロジェクト実施国・実施地域	●	●	◎	
プロジェクトタイプ(風力発電、埋立地ガス回収など)		●	●	◎		
プロジェクト概要		●	●	○		
	プロジェクト期間	●	●	○		
	プロジェクトの排出削減・吸収量	●	●	◎		
(4)	販売価格・その他支払いに関する事項	商品・サービス当たりの販売価格	●	●	—	インターネット等の通信販売では、表示については景品表示法が、契約については特定商取引法及び消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		消費者の価格負担(料金への上乗せ)の有無	●	●	—	
		その他支払いに関する事項(申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料)	●	●	—	
	販売事業者情報	販売事業者名	●	●	○	
		運営統括責任者名	●	●	—	
		連絡先(所在地、電話番号、e-mail)	●	●	○	
		ウェブサイトリンク先	●	●	—	

(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する

カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売に当たっては、カーボン・オフセットの仕組みについて適切に説明するとともに、地球温暖化対策の喫緊性、カーボン・オフセット型の商品・サービスを提供する主体等による排出削減努力の内容、消費者の削減行動を促すための情報についても適切に説明・情報提供することが求められる。

カーボン・オフセットの仕組みについて説明する

環境省指針において、カーボン・オフセットは資料7のように定義されており、まず自身の排出量を認識し、削減努力を行うとともに、どうしても削減できない部分の全部又は一部を、他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせることをいう。このため、カーボン・オフセットの取組を行うにあたっては削減努力を行うことが重要であることを明確に説明する必要がある。

資料 7 カーボン・オフセットの定義

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

（出典：環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」）¹³

次に示すようなカーボン・オフセットの説明は、カーボン・オフセットがあたかもクレジットの購入のみを指し排出量の見える化や削減努力を伴わない言葉であるというような消費者に間違えたメッセージを与えかねない。特に京都議定書目標達成への寄付行為のみ単独で記載されるような次のような記載は説明が不十分であるため、カーボン・オフセットとの関係を明確に区別した記述がなされる必要がある（FAQ4 参照）。

【不十分な記述例】

- ・ 京都議定書の目標達成に、カーボン・オフセットで貢献
- ・ 「チームマイナス 6%」に取り組むため、商品購入金額で京都クレジットを購入し、オフセット
- ・ クレジット購入で、自らの排出量をオフセット

¹³ 環境省ウェブサイト http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html カーボン・オフセットの仕組み（どのように自分の排出量が削減されているのかなど）、カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)のウェブサイト参照されたい。よくある質問 (FAQ) においても、カーボン・オフセットの種類ごとの説明がある。www.j-cof.org

次に望ましい記述例を示すが、各主体は図表等を用いて消費者に分かりやすくカーボン・オフセットの仕組みを説明することが重要である。

《望ましい記述例》

カーボン・オフセットとは、自分の温室効果ガス排出量を認識（見える化）し、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することをいいます。

カーボン・オフセットとは、自分の排出量を「見える化」（算定）し、削減努力をしても、どうしても削減できない温室効果ガス排出量を違う場所での排出削減・吸収量でオフセット（相殺）する仕組みです。

地球温暖化対策の喫緊性について説明する

低炭素社会構築の必要性について消費者の理解を得るため、環境省パンフレット「STOP THE 温暖化」の記述等を参考にしつつ、地球温暖化対策の喫緊性について情報提供したり、地球温暖化問題の解決のためには現在から将来に渡り温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があること、そのためには主体的な排出削減努力の継続が必要であること等についても、分かりやすく情報提供することが望ましい。

カーボン・オフセット型の商品・サービスを提供する主体等による排出削減努力の内容(特に、当該商品・サービス等に関連するもの)を説明する

カーボン・オフセット商品・サービスの提供者は、消費者に削減努力を促す以前に、自身の活動に伴う排出量削減を行うことが重要である。従来品と比べた製品・サービスの環境負荷の低減に関する情報等について、情報提供することが望ましい。

消費者の削減行動を促すための情報を提供する

カーボン・オフセット商品・サービスの提供者は、より排出量が少なくなる商品の使い方、より排出量の少ない商品・サービス等を選択するよう、情報提供することが望ましい。

(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する

カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売に当たっては、オフセットする対象範囲・算定量・算定方法を明記すべきであり、以下に示す事項を適切に情報提供することが求められる。

オフセットの対象活動を明記する

カーボン・オフセットとは、自分ではできない削減を他の者が代わって行うということであり、商品・サービスの購入者又は販売者等の何らかの活動に伴う温室効果ガス排出量に対して埋め合わせることを意味する。

オフセットの対象とする活動は、企業やプロバイダー自身が商品・サービスごとに独自に設定してよいが、乗り物による移動、日常生活での電力使用、製品の製造に係る排出量、ビルでの電力使用、廃棄物処理等、どのような活動に伴う排出量をオフセットするのか、その対象活動を明示する必要がある。なお、消費者がオフセット料金を負担する場合は、消費者自身の活動を対象としているのか、販売事業者側の活動を対象としているのが明確に理解できるよう記載する必要がある。また、ウェブサイト等を用いて消費者が容易にアクセスできる方法でオフセットの対象となる活動内容（選択式でも可とする）とその排出量をわかりやすく表示する必要がある。

《望ましい記述例》

カーボン・オフセットジュース1缶の購入で、国民1人あたりが排出するCO₂量の1日平均6kgを削減することができます。

しかし、カーボン・オフセット商品・サービスのうち、特に販売価格の一部をクレジット購入に充てる場合、何をオフセットしているのか明確に説明されておらず、寄付行為と混同した商品説明がなされている場合がある。

たとえば、カーボン・オフセットと称して販売する商品・サービスの販売額のうち、10円をクレジットの購入に充てる場合、購入者又は販売者のどのような活動に伴う温室効果ガス排出量をオフセットする目的で料金を課すのか、明記する必要がある。(FAQ5参照)

【不十分な記述例】(下記いずれも何をオフセットしているのか(活動範囲の対象)が不明確)

- ・ ○円／購入金額の○% でCO₂削減に直接貢献
- ・ 世界が排出するCO₂を、発展途上国で削減したCO₂でオフセット
- ・ ○社のオフセットツアーでは、参加者が苗木を植えカーボン・オフセットを体験してもらうことができます

対象とする期間/人数/距離等を明記する

オフセット商品・サービスの販売においては、オフセットの対象（範囲）に加え、オフセットの対象とする人数、期間、日数、時間帯等を明示する必要がある。

例えば東京-大阪間の移動距離■km やロンドン-成田往復等、オフセットの対象に移動距離が含まれる場合は、往復か片道かを含む移動区間や距離について明示する必要がある。

《望ましい記述例》

東京～那須間（往復☆km）のバス移動により排出されるCO2 量お1 人様約■kg 分をオフセットします。

成田空港ーロンドン・ヒースロー空港間の航空機利用（エコノミークラス、お一人様往復）のカーボン・オフセット付チケットです。

オフセットする量を明記する

カーボン・オフセットとは、前述の通り、自らの排出量を他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせることを指すため、特に購入者の活動に伴う排出量をオフセットする商品・サービスの販売においては、購入者が埋め合わせる排出削減・吸収量を明記することは非常に重要である。

このため、オフセット商品・サービスの販売においては、オフセットの対象（範囲）等を明確にした上で、オフセットする量（グラムやトンなどの数値）を記載する必要がある。

もしも商品・サービスを販売する段階でオフセットする量が確定していない場合は、推計値を示すことで代用しても差し支えないが、その場合は、事後に確定値を情報提供することが必要である。

また、カーボン・オフセットを実施する際、対象活動の排出量のうちのどれだけの割合を埋め合わせるかは実施者の任意であるが、その割合（全部又は一部）については、誤解のないよう明確に記載する必要がある。対象とする排出量のうち一部をオフセットするだけであるにも関わらず、「全量をオフセット」「100%オフセット」と表示すると、消費者に誤解を与える可能性があるため、第2 章3.及び次に示す環境表示の注意事項に十分留意し、記載されたい。

➤ カーボン・オフセットに類似する記載を行う際の注意事項

オフセットの対象とする活動に伴う排出量と他の場所での排出削減・吸収量によるオフセット量が同量である場合を「カーボン・ニュートラル」と言うが、オフセットする対象範囲・算定方法・排出量及びオフセット量が明記されていない場合、「カーボン・ニュートラル」「温室効果ガス排出量の相殺」「温室効果ガス排出量のゼロ化」といった、温室効果ガス排出量がゼロになることを示唆する記述は適切ではない。このような記述を行う場合には、オフセットする対象範囲・算定方法・排出量及びオフセット量に関する情報を適切に提供することが前提となる¹⁴。

【不十分な記述例】（いずれも、オフセットする対象範囲・算定方法・排出量及びオフセット量が明記されていない）

- ・ 本ツアーはカーボン・ニュートラルです
- ・ 本製品は CO₂ 排出量ゼロを達成しています

（オフセットの対象活動に伴う排出量の算定結果の検証を受けている場合の情報提供）

対象とする活動に伴う排出量の算定結果について、検証機関によって検証を受けている場合は、信頼性向上の観点から表示することがより望ましい。

オフセットする対象の温室効果ガスの算定方法を明記する

環境省指針は、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築のためにも、オフセットの対象となる活動に伴う排出量の算定方法については、公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示することが有益であると明記している。

(2) に示したオフセットの対象となる活動をCO₂ 量に換算する場合、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）が別途提示するガイドラインや信頼性の高いその他の算定方法ガイドライン等を参考にすることが望ましい。その際、参考にしたガイドライン等の名称を明記することが望ましい。参考とするべきガイドラインが存在しない活動や、独自の算定方法を用いる場合は、独自の算定方法の透明性、検証可能性を確保し、算定方法、各種データの収集方法等を文書で記録し、妥当性が検証できるよう算定式を可能な限り明らかにすることが望ましい。算定式を記載するに当たっては、消費者等に分かりにくい専門用語を詳細にわたり記載することは、説明として不十分であるため、適切な情報量と質を考慮し表示する必要がある。

¹⁴ 平成 18 年 3 月 31 日閣議決定「バイオマス・ニッポン総合戦略」において使用している「カーボン・ニュートラル」の語意で使用する場合を除く。

《望ましい記述例》

温室効果ガス排出量は、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）が提供する「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG 排出量の算定方法ガイドライン」に基づき算定しています。

自動車利用に伴う温室効果ガス排出量は、環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver2.3）」（平成20年5月）に基づき計算しています。

(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する

カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売に当たっては、オフセットに用いるクレジットやそのプロジェクトについて説明するべきであり、以下に示す事項を適切に情報提供することが求められる。

クレジットの種類を明記する

環境省指針は、京都クレジットのほか、環境省が2005年から実施している自主参加型国内排出量取引制度（以下、JVETS¹⁵）、一定の基準を満たすVER（Verified Emission Reduction）等のクレジットがあればこれを用いることができると定めている。（FAQ8参照）

資料 8 我が国における主なクレジットの概要

- ① 京都クレジット
京都議定書に定められた手続に基づいて発行されるクレジットであり、京都クレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために用いられる。クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism, CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction, CER）等がある。
- ② 自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）で用いられる排出枠
JVETSとは自主的に温室効果ガスの削減目標を立てて排出削減を行う事業者を対象とした制度であり、この制度に基づいて取引される排出枠としては、JPAがある。
- ③ Verified Emission Reduction（VER）
京都議定書、EU 域内排出量取引制度（EU-ETS）等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジットである。

（出典：環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」）

¹⁵ 厳密にはクレジットではなく排出枠に分類されるが、本ガイドラインではクレジットとして呼称している

（クレジットの違いについての情報提供）

これらクレジットの違いは十分認知されているとはいえないため、すべてのクレジットが京都目標上で直接カウントされると認識する消費者も多いと考えられる。このため、オフセット商品・サービスを提供する事業者は、オフセットに用いるクレジットの違いについて明確に記載する必要がある。特に、京都メカニズムを連想させるにもかかわらず実際は京都クレジット以外のものを販売する場合、次のような記載は望ましくない。

【不十分な記述例】

- ・ 排出権を購入しオフセット
- ・ チームマイナス 6%に貢献する植林クレジット

（京都クレジットを取り消す場合の注意事項）

京都クレジットについては、京都クレジットを取り消す（国別登録簿上で取消口座に移転する）場合、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成には用いないようにすることをいうため、京都議定書目標達成に貢献、またはチームマイナス6%に貢献などの表現はできない（参考資料3 用語集「償却」参照）。

（VER を使用する場合の注意事項）

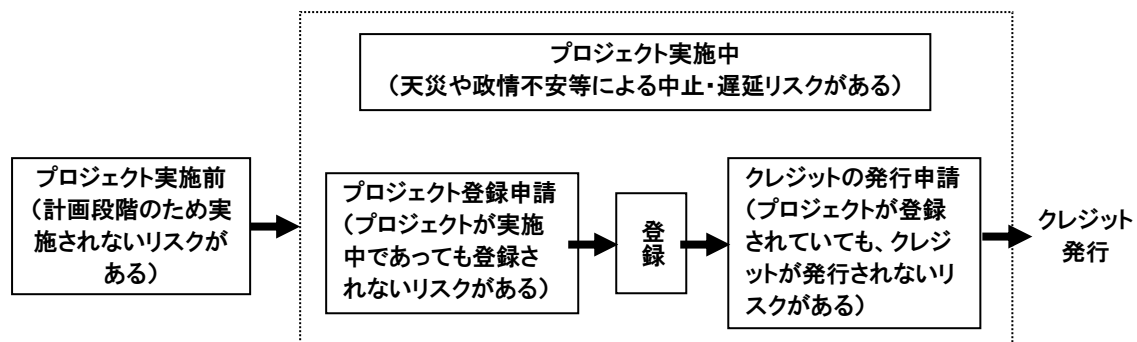
明確な認証体制が確立されていないVER¹⁶については、国内外における認証の取得有無を明確に記載する必要がある。特に、VER については、国際的な管理簿（レジストリ）が確立されていないため、クレジットの無効化処理方法についても明確に記載する必要がある。このため、京都クレジットよりも丁寧な説明が必要となる。

クレジットの調達状況・無効化方法を明記する

（クレジットの調達状況についての情報提供）

販売するクレジットの種類に加え、既にプロジェクトが実施されクレジットが発行されているもの（発行済み）と、まだプロジェクトが実施されていない、又は実施段階にあるが登録・発行前のクレジットである（プロジェクトは既に実施されているが、プロジェクトが登録されないリスク、実施・登録されているがクレジットが発行されないリスクがある）といった違いを明確に記載する必要がある。（図5 参照）

¹⁶ 国内外の排出削減・吸収プロジェクトにより生成される VER については、別途環境省「カーボン・オフセットに用いられる VER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」においてその認証基準等が検討されているところであり、グリーン電力証書や海外の認証基準についても、同検討会の議論を踏まえた記載を行うことが求められる。



*このほか、クレジット価格の変動等、その他種々のリスクが考えられる。

図 5 クレジット調達に関するリスク (例)

(クレジットの無効化状況についての情報提供)

また、クレジットの種類に関わらず、販売者が既にクレジットを保有しており、販売段階でクレジットを無効化¹⁷するのか (図6 参照。既に無効化済みであるかどうかも含む)、又は取得契約を締結しているクレジットが発行された段階でクレジットを無効化するのか等についても、明確に説明する必要がある (クレジットを未取得の場合の記載方法は後述)。

(クレジットの取得先事業者に関する情報についての情報提供)

クレジットの取得契約を締結している場合は、契約事業者名、カーボン・オフセットプロバイダー名、それらのクレジット管理方法が定期的に監査・審査されているか否かなど調達先の情報についても記載することが望ましい。

¹⁷ オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度それらの口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。(環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について (指針)」用語集)

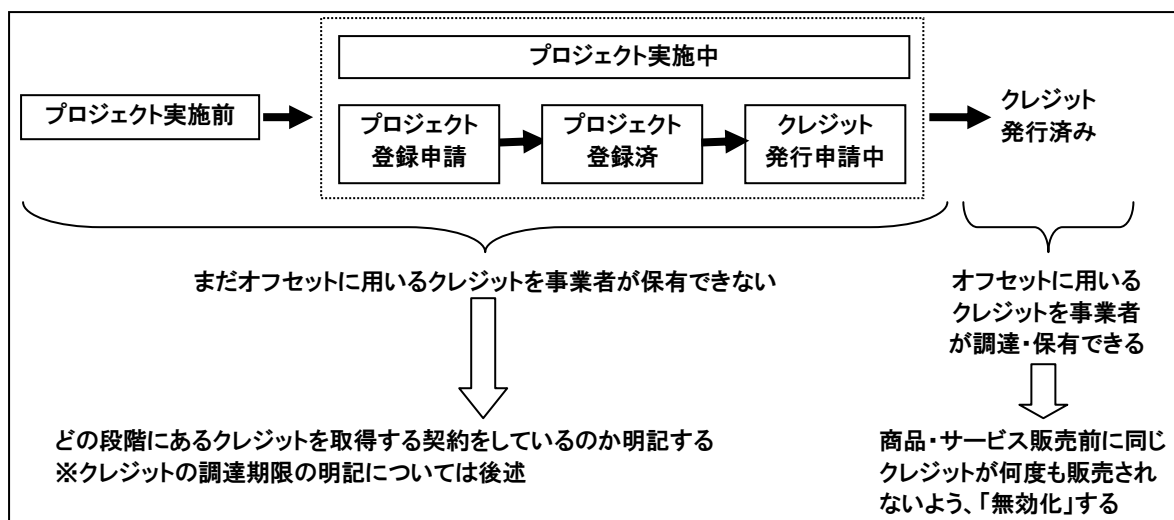


図 6 クレジット発行までの流れ

《望ましい記述例》

オフセットには発行済み京都クレジット（CER）を使用します。クレジットは日本政府の償却口座に既に移転を完了しております（無効化されたため再度使用されることはありません）。お客様のオフセットのために無効化したクレジットのシリアルナンバー< JC000-1000-0010 >は、ウェブサイト< www.0402.com >で確認できます。

オフセット実施には、南アフリカの地方電化により生成されたVER（京都クレジットではない自主的なカーボンクレジット）を使用します。クレジットは、ゴールド・スタンダード認証を取得しており、既にゴールド・スタンダードのレジストリ上で無効化が完了しております。詳細は、弊社ウェブサイト<リンク先>をご参照下さい。

本製品の製造時のCO2 排出量を、☆県で2007 年10 月より実施されるバイオマス発電事業から生成される自主的なカーボンクレジットであるVER を用いてオフセットします。クレジットは、環境省が設立したカーボン・オフセットフォーラム(J-COF) により審査・発行され、J-COF が管理するレジストリ上で管理されます。クレジットが発行し次第、レジストリ上で無効化処理を行い、弊社ウェブサイト<リンク先>でご報告します。

（クレジットの無効化方法についての情報提供）

特に、クレジットの無効化の報告は、クレジットの重販（同一のクレジットを複数の消費者に販売）、又は未調達（カーボン・オフセット型の商品・サービスを販売したにも関わらずクレジットを購入しない詐欺行為）を防ぐ上でも非常に重要である。このため、クレジットの種類別のクレジットの調達・無効化に関する情報提供事項については、表6 に示すクレジットの種類別の無効化の方法を、参考資料2 のチェックシートの一部として添付したため、販売後の情報提供事項の確認の際には活用されたい。

表 6 クレジットの無効化の方法

クレジットの種類	無効化の方法
京都クレジット	日本国政府の国別登録簿の償却口座へ移転
	日本国政府の国別登録簿の取消口座へ移転
JVETS クレジット	JVETS 登録簿システムの無効化口座へ移転
国内VER	各認証基準のクレジット登録簿で指定された無効化口座へ移転
海外VER	各認証基準のクレジット登録簿で指定された無効化口座へ移転

(クレジットの管理方法についての情報提供)

オフセットに用いるクレジットのダブルカウント（ある一つのクレジットが、複数の異なる排出活動を埋め合わせるのに用いられること）の防止のため、提供する商品・サービス等の排出量と、それを埋め合わせるためのクレジットの対応が明確となるよう、帳簿を作成する等、クレジットの管理を適切に行う必要がある。また、ウェブサイト等を通してクレジットの管理方法（独自の管理簿で管理している旨）の情報提供をする必要がある。さらに、カーボン・オフセット型の商品・サービスを提供する時期と、クレジットを無効化する時期が異なる場合には、特にクレジットの管理を徹底し、ダブルカウントの防止に努める必要がある。

クレジットの調達期限を明記する(未取得の場合)

カーボン・オフセット商品・サービス販売時点において、販売者側が一定の資金が集まり次第クレジットを調達する場合など、まだクレジットを調達していない場合、いつクレジットを調達し、どのような手段（DM、メール、インターネット、年次報告書等）で購入者に通知するか、広告の時点で明示する必要がある。

環境省指針は「遅くとも半年から一年以内にオフセットを実現する」と規定しており、これに従うことが望ましいが、植林等長期に渡るプロジェクトの場合は、四半期又は少なくとも年度末ごとには購入者にクレジットの調達状況を報告する必要がある。

このため、調達期限が不明確な次のような記載は望ましくなく、より具体的なクレジットの調達目安と購入者への通知方法を明示する必要がある。

【不十分な記述例】

- ・ 一定の金額が集まり次第、クレジットを調達します
- ・ クレジットは、まとめて日本政府の管理口座に移転します

《望ましい記述例》

商品販売の1割の金額で京都クレジットのCERを取得します。年度末までの合計金額をクレジット取得に充てます。販売量は随時インターネット上<リンク先>で公表し、年度末には環境報告書にて詳細をご報告いたします。

商品販売の一部を京都クレジットのCER購入に充てます。販売量10万個に達し次第、■キロ（1個当たり■g×10万個）分の京都クレジット（CER）を☆社より調達します。販売量は随時インターネット上<リンク先>で公表し、年度末には環境報告書にて詳細をご報告いたします。

お客様の購入されたオフセット商品の売り上げのうち■円は、☆県の植林プロジェクトからのクレジットの調達に充てます。売り上げは四半期ごとに集計し、登録メールアドレスや郵送、インターネット上<リンク先>でご報告いたします。

プロジェクト情報を明記する

環境省指針は、カーボン・オフセットの意義の一つとして、国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトへの資金調達に貢献する点を挙げている。このため、商品・サービス選択の際、プロジェクト情報を提供することは非常に重要である。

オフセットするクレジットの種類のみを記載し、調達するクレジットのプロジェクト情報を記載しないことはこの主旨に反するため、調達するクレジットのプロジェクトが既に決定している場合は、次に示すプロジェクト情報を記載する必要がある。購入するクレジットが未定の場合は、「購入するクレジットのプロジェクトは事後に決定する」ということを明確に理解できる記載を行う必要がある。

記載すべきプロジェクト情報として考えられる事項は次のとおりである。この他にも、持続可能な開発への貢献など、大きな意義や価値をもったプロジェクトの情報については、それらの情報を積極的に提示することが望ましい。

<調達するクレジットのプロジェクト情報>

- ・ プロジェクト名
- ・ プロジェクト実施国・実施地域（国・地域名、又は都道府県及び市町村名）
- ・ プロジェクトタイプ（風力発電、埋立地ガス回収など）
- ・ プロジェクト概要
- ・ プロジェクト期間（実際に事業が行われる期間）
- ・ プロジェクトの排出削減・吸収量（プロジェクト全体を通じた）

(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する

カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売には、消費者がオフセット料金を負担する場合と、事業者（販売者）側がオフセット料金を負担し、消費者が支払う価格は通常の商品・サービスと変わらない場合とがある。

オフセット料金を消費者が負担する場合

(関連法令に配慮した情報提供)

カーボン・オフセット型の商品・サービスの広告において、商品・サービス価格とは別途オフセット料金を購入者から徴収する場合（例えば通常価格に上乘せする場合）は、商品・サービス等における一種の契約とみなしうる。このため、カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売時には、第2章に示した関連法令に配慮する必要がある。

インターネット等の通信販売におけるカーボン・オフセット型の商品・サービスの販売に際しては、特定商取引法を踏まえ、最低限、販売事業者情報、販売価格、及び支払いに関する事項を表示することが望ましい。特に、インターネット上で商品・サービスを販売する際は、販売事業者の連絡先や支払い方法、キャンセル期限、商品の郵送、返品方法等については、決済前に購入者が必ず目を通し合意を得た上で決済に進むようシステム構築する必要がある。

(クレジットが取得できない場合の対応についての情報提供)


また、クレジットが未調達の段階で商品・サービスを販売し、プロジェクトの失敗等によりクレジットが取得できなかった場合のリスクを消費者に負担させることは避けるべきである。このため、販売すると明示したクレジットが調達できない場合は、別途同一種類のクレジット（CER、VERなどの種類）を調達することで埋め合わせることを契約に記載し、カーボン・オフセット商品・サービスの購入者がクレジットの調達リスクを負うことがないようにする必要がある。代替クレジットの調達が難しい場合においては、返金に対応するなど別途措置を講ずることを事前に明記する必要がある。また、返金等を行った場合は、事後にその旨を情報提供する必要がある。

なお、クレジットの無効化処理を行った後のキャンセル受付については、事業者のサービスの一環であり任意であるが、キャンセルを受け付けない場合は、無効化後の移転取消しが制度上困難であることや、プロジェクトへの出資後の資金回収が困難であることなどを分かりやすい形で明記する必要がある。しかし、事前にキャンセル受付について明記した場合においても、契約の申し込みの撤回又は契約の解除については特定商取引法等の関連法令の定めに従い、適切に対応する必要がある。


《望ましい記述例》

② 支払いの前に契約内容(免責事項を含む)の説明がある

① オフセット用クレジットの電子(インターネット等)購入



カーボン・オフセットサービス購入手続

 中国〇〇風力発電所(GER)
〇kg 価格:1,000円(税抜き)

<事業者情報>
販売企業情報(販売業者、運営統括責任者、所在地、電話番号)


<支払いに関する事項>
申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料

消費者がオフセット料金を負担する場合において、情報提供が不十分だと考えられる例を以下に示す。以下のような例においては、前述の望ましい記載例を参考に、適切な情報提供が望まれる。


【販売時の情報が不十分な例】

② オフセット用クレジットの電子(インターネット等)購入

① 支払いの際、一切契約内容(免責事項を含む)の説明がないまま決済に進む



カーボン・オフセットサービス購入手続

 5トン (〇〇〇〇円)

カード会社 JCOF CARD

カード番号 035776-0402-0402-0402

有効期限 04 / 02

決済

* 消費者が、オフセットのためのクレジットの取得・無効化といったオフセット・サービスを購入し、オフセット・サービスの一環として証書が郵送又はインターネット上でダウンロードできるような商品・サービスの販売の際、購入する金額又はトン数以外の情報が提供されず、証書を手にするまで何に対して支払いをしたか一切分からないもの。また、キャンセル期限等の一般的な商品取引の際の免責事項が一切記載されておらず、単純に決済のみを受け付けるような電子販売。

オフセット料金を販売者が負担する場合

事業者（販売者）側がオフセット料金を負担する場合は、その旨を明確に記載した上で、販売価格その他支払いに関する事項について情報提供を行うことが望ましい。

このほか、消費者が明示的にオフセット料金を負担しない場合においても、公平な市場形成の観点から、支払いに関する事項について適切に表示されているかを確認し、一定の信頼性を構築することが望ましい。

2. 店頭販売

店頭販売される商品・サービスの販売時（契約）においては、購入者は情報提供者と対峙するため、第3章1.に記載したインターネット等の通信販売における情報提供事項一覧のうち、特定商取引法に基づいて必要とされる事項を除く、表7に示す事項を情報提供することが求められる。

表7には、関連法令に配慮して記載すべき事項「●」、環境省指針等に基づき記載されることが望ましい事項「◎」、これらには該当しないが任意で記載されることが望ましい事項「○」を示した。

第3章2.では、店頭販売における情報提供に特有の事項を中心に記載しているが、インターネット等の通信販売における情報提供と共通する内容は第3章1.の（1）～（4）を適宜参照されたい。これらを含む具体的な記載例については参考資料1に示しており、広告宣伝等の作成にあたり参考にされたい。また、情報提供のタイミング別（販売前、販売時、販売後）のチェックシートを参考資料2として付したため、参照されたい。

表 7 店頭販売における商品使用・サービス利用オフセットの情報提供事項一覧

情報提供事項	詳細	広告	販売時	販売後	関連法令に関する注意事項	
(1) カarbon・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットの仕組みの説明(定義、削減努力がまず重要である旨)	◎	◎	○		
	地球温暖化対策の喫緊性の説明	◎	◎	○		
	カーボン・オフセット商品・サービス提供主体の削減努力	◎	◎	○		
	消費者の削減努力の促進に関する情報	◎	◎	○		
(2) オフセットの対象(範囲)	対象とする活動(乗り物による移動、日常生活での電力使用、製品の製造に係る排出量、ビルでの電力使用、廃棄物処理など)	●	●	○	景品表示法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある	
	対象とする期間(日数、時間など)、対象とする人数(住居全体・一人当たり排出量など)、対象とする距離	●	●	○		
	算定量・算定方法	対象とする活動に伴う排出量とオフセット量(グラム、トン数)	●	●		○
		算定方法(根拠とした算定ガイドライン又は算定式等)	●	●		○
(3) クレジットタイプの説明	クレジットの種類(京都クレジット、JVETSクレジット、国内VER、海外VER)	●	●	○	表示全般には、景品表示法(不当表示)が、販売時(契約)には消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある	
	認証プログラム名(京都クレジット以外)	●	●	○		
	クレジットの調達期限・通知方法	クレジットの調達状況・無効化方法	○	●		◎
		クレジット調達期限・通知方法・頻度	●	●		—
	プロジェクト情報	プロジェクト名	○	○		○
		プロジェクト実施国・実施地域	●	●		◎
		プロジェクトタイプ(風力発電、埋立地ガス回収など)	●	●		◎
		プロジェクト概要	●	●		○
プロジェクト期間		●	●	○		
プロジェクトの排出削減・吸収量	●	●	◎			
(4) 販売価格・その他支払いに関する事項	商品・サービス当たりの販売価格	●	●	—	販売価格の表示方法については景品表示法(販売価格の明確な提示)、消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある。 商品・サービスのキャンセル期限等については、各業法に準ずる情報提供がなされることが望ましい	
	消費者の価格負担(料金への上乗せ)の有無	●	●	—		
	その他支払いに関する事項(申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料)	●	●	—		

(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する

店頭販売においても、カーボン・オフセットに関する説明については、第3章1.(1)と同様の情報提供が求められるが、インターネット上と異なり、店頭販売における広告や商品・サービスの表示のスペースには限りがあるため、参考資料の記載例やチェックシートを参考に、最低限記載する事項について明記することが求められる。また、別途当該商品・サービス専用のウェブページを設けて情報提供を行う場合は、リンク先を記載することが望ましい。

(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する

店頭販売においても、オフセットする対象範囲・算定量・算定方法については、第3章1.(2)と同様の情報提供が求められるが、前述の通り、表示スペースに限りがあるため、別途当該商品・サービス専用のウェブページを設けて情報提供を行う場合は、リンク先を記載することが望ましい。しかしながら、オフセット量（グラムやトン数）については、商品・サービスに直接表示することが望ましい。

(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する

店頭販売においても、オフセットに用いるクレジット・プロジェクトについては、第3章1.(3)と同様の情報提供が求められるが、前述の通り、表示スペースに限りがあるため、別途オフセット専用のウェブページを設け、情報提供を行う場合は、リンク先を記載することが望ましい。参考資料1に商品に付与する広告の記載例を示したため、参考資料2のチェックシートとともに参照されたい。

(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する

オフセット料金を消費者が負担する場合

カーボン・オフセット型の商品・サービスの広告において、商品・サービス価格とは別途オフセット料金を購入者から徴収する場合（例えば通常価格に上乘せする場合は、第3章1.(4)で示した通り、商品・サービス等における一種の契約とみなすこともできる。

このため、カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売時には、第2章に示した関連法令に配慮する必要がある。また、一般的な商品・サービスの販売時同様に、各業種の業法・約款に準ずる形で情報提供されることが望ましい。

オフセット料金を販売者が負担する場合

事業者（販売者）側がオフセット料金を負担する場合は、その旨を明確に記載した上で、販売価格その他支払いに関する事項について情報提供を行うことが望ましい。

3. カーボン・オフセットに関する証明書類への記載事項

カーボン・オフセット型の商品・サービスの購入者にオフセットを実施した旨を示す証書を発行又は商品に付与する事業者が増えている。特に、オフセット・プロバイダーによるインターネット等の通信販売においては、クレジットの無効化処理がなされていない時点でオフセット証書を発行することがあることから、証書に記載すべき事項について明確に示す必要がある。

オフセット証書には、インターネット等の通信販売においては第3章1に示した情報提供事項を、店頭販売において第3章2.に示した情報提供事項を適切に情報提供する必要がある。特に、消費者がオフセット料金を負担する場合は、オフセット証書においても消費者が対価を支払うオフセットの対象とオフセット量等（第3章1.(2)及び第3章2.(2)参照）を証書にも明記する必要がある。

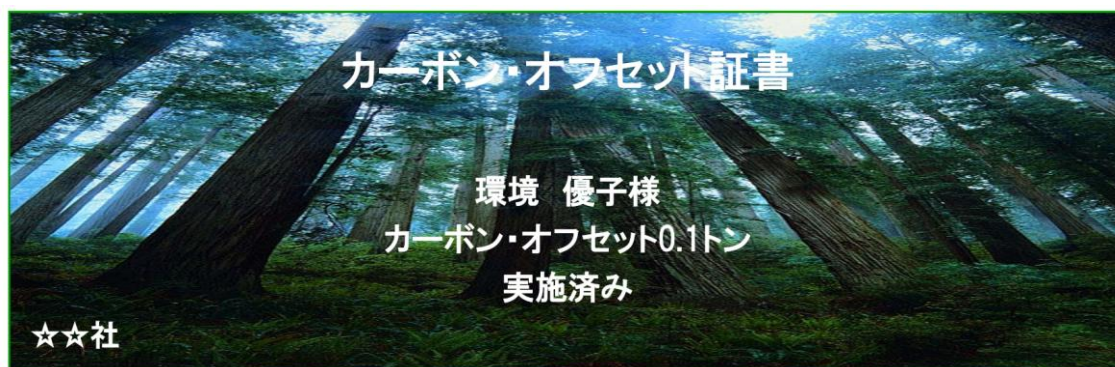
（証書発行時におけるクレジット無効化の状況に応じた情報提供）

証書発行のタイミングが販売時（商品・サービスに付与する形で発行）、販売後（消費者が支払い後に証書を郵送等で送付する）双方において、第3章1.(3)及び第3章2.(3)で述べたように、証書発行時にクレジットが無効化されている場合と、クレジットの無効化がなされないまま証書を発行する場合（オフセット予定）とを明確に区別し表示する必要がある。

（証書に写真や絵を掲載する場合の注意事項）

商品等にまったく関係しない写真や絵を掲載している次のような証書は、適切な情報を提供し、消費者の誤解を回避する観点から避けるべきである（第2章、表4参照）。

【不十分な証書の例】



- ・ 事業者名、連絡先が明記されていない
- ・ どのような活動を 0.1 トンオフセットしたのか分からない
- ・ 植林プロジェクトでオフセットしたかどうか不明だが、木々の写真が記載されており、あたかも植林を支援したようなイメージを与える
- ・ クレジットの種類、無効化の方法が明記されていない

(カーボン・オフセットに類似する記載を行う際の注意事項)

第3章1.(2)に示した、カーボン・オフセットに類似する記載を行う際の注意事項を参照し、「カーボン・ニュートラル」などのオフセット特有の用語の使用についても注意されたい。

(カーボン・オフセット証書を通じたコミュニケーション)

カーボン・オフセット証書は、通信販売においては、実際に購入者が手にする情報として、また商品自体に付与する広告と比較しても、情報を記載するスペースの制限が少ない。

このため、諸外国のオフセット・プロバイダーは、削減努力の例示やプロジェクト情報を明示する等、コミュニケーションツールとして証書を有効活用している。

日本においても、カーボン・オフセット商品・サービスの購入を契機として、自身のライフスタイルをより低炭素型に変えていくきっかけになることが大変望ましく、オフセット証書を発行する企業（事業者）・機関は、環境省指針に示したカーボン・オフセットの主旨を十分に理解した上で、オフセット証書を通じたコミュニケーションに努めることが重要である。

(カーボン・オフセット証書の位置づけに関する注意事項)

なお、カーボン・オフセット証書は、カーボン・オフセットが行われたこと（又は行われること）を示す単なる証票に過ぎない。このため、カーボン・オフセット証書それ自体が売買の対象であるかのような表示は、消費者による誤解を招く可能性がある。カーボン・オフセット証書を発行する際には、カーボン・オフセット証書の持つ意味についても誤解を生じさせることがないように工夫を凝らすことが望ましい。

《望ましい証書への記載事項》

会社名

カーボン・オフセット証書
環境得子様

オフセット量: 2 トン

オフセット実施済み一覧

タイプ	トン数	オフセット対象
航空機利用(燃料)	1.8 トン	東京ー北京間往復
車の利用(燃料)	0.2 トン	走行距離100 キロ

オフセット料金 4,000 円(税200 円)
合計 4,200 円

2008 年 4 月 2 日

カーボン・オフセットとは

(※第3 章1、2(1)を参考に記載する)

- ・ オフセットに使用したクレジット: 京都メカニズムクレジット(CER: 認証排出削減量)(無効化済み)
- ・ クレジットを生成したプロジェクト: インド国風力発電事業(日本政府承認名)
- ・ 国連 CDM 理事会登録番号:
- ・ クレジット識別番号(事業者独自に作成している場合)

問い合わせ先(電話番号・電子メール等)
(※記載内容は表5、表7 参照)

《オプションとして望ましい証書への記載事項》

今回、お客様のオフセットのために使われたプロジェクトの概要

インド☆市風力発電事業

化石燃料を用いた発電を☆市〇〇風力発電所における再生可能エネルギー発電により代替することができます。また、発電所の建設により、地域の雇用を創出し、またインドの再生可能エネルギー産業の育成に貢献することができます。プロジェクトの詳細は国連のウェブサイト www.unfccc.int または弊社ウェブサイト www.0402.com で確認できます。

排出削減努力の提案

航空機の利用について

短距離の移動であれば、航空機よりも電車やバスを利用したほうがCO2 排出量をより削減できます。

自動車の利用について

近所のお買い物や通勤など、できるだけ自動車を使わず自転車や徒歩で移動しましょう。

チームマイナス6%ウェブサイト
www.team-6.jp

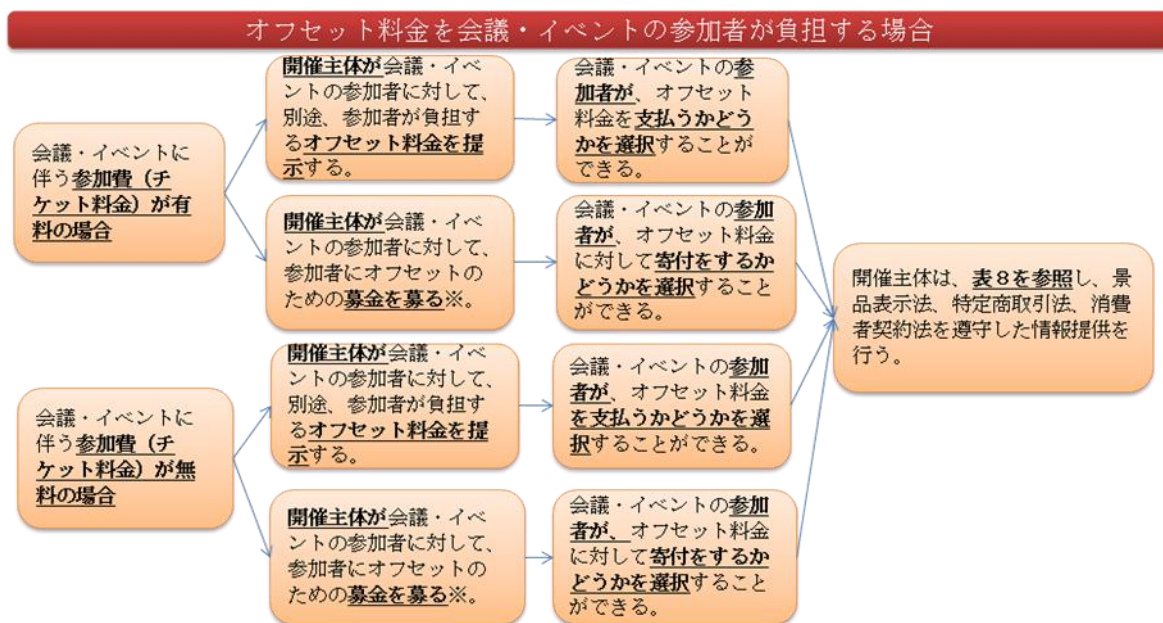
第4章 会議・イベント開催オフセットの情報提供

会議・イベント開催オフセットでは、図2 に示した通り、その開催主体がオフセット料金の全てを負担する場合と、チケット価格や入場料にオフセット料金を上乗せし参加者がオフセット料金を負担する場合が考えられる。このため、参加者がオフセット料金を負担する場合には、商品使用・サービス利用オフセットの情報提供と同様に、インターネット等の通信販売を行う場合は第3 章1.と、店頭販売を行う場合は第3 章2.と同様の記載がなされる必要がある。

ただし、会議・イベント開催オフセットでは、カーボン・オフセット料金を参加者が負担する場合と、開催主体が全て負担する場合で、法令上義務づけられる情報提供事項が異なる。そのため、オフセット料金を参加者が負担する場合のインターネット等の通信販売及び店頭販売については本章1. に、開催主体がオフセット料金を全て負担する場合については本章2. に示した。

また、オフセット証書を発行する場合の記載事項は、会議・イベント開催オフセットであっても、商品使用・サービス利用オフセットの情報提供と同様であるため、第3 章 3.を参照されたい。

図7 オフセット料金の負担に応じた情報提供事項



1. カーボン・オフセット料金を参加者が負担する場合

会議・イベントにおけるカーボン・オフセット料金を参加者が負担する場合において、チケットをインターネット等の通信販売及び店頭販売時に情報提供されるべき事項の一覧を

表8 に示した。

なお、「●」は関連法令に配慮して記載すべき事項、「◎」は環境省指針等に基づき記載されることが望ましい事項、これらに該当しないが任意で記載されることが望ましい事項は「○」とする。

表 8 オフセット料金を参加者が負担する場合の情報提供事項一覧

(共通事項)

	情報提供事項	詳細	告知・ 広告	販売時 (チケット等)	開催中	開催後	関連法令に関する注意事項
(1)	カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットの仕組みの説明(定義、削減努力がまず重要である旨)	◎	◎	◎	○	
		地球温暖化対策の喫緊性の説明	◎	◎	◎	○	
		カーボン・オフセット会議・イベント開催主体の削減努力	◎	◎	◎	○	
		参加者の削減努力の促進に関する情報	◎	◎	◎	○	
(2)	オフセットの対象(範囲)	対象とする活動(乗り物による移動、日常生活での電力使用、製品の製造に係る排出量、ビルでの電力使用、廃棄物処理等)	●	●	◎	○	景品表示法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		対象とする期間(日数、時間等)、対象とする人数(住居全体・一人当たり排出量等)、対象とする距離	●	●	○	○	
	算定量・算定方法	対象とする活動に伴う排出量とオフセット量(グラム、トン数)	●	●	○	○	
		算定方法(根拠とした算定ガイドライン又は算定式等)	●	●	○	○	
(3)	クレジットタイプの説明	クレジットの種類(京都クレジット、JVETS クレジット、国内 VER、海外 VER)	●	●	○	○	表示全般には、景品表示法(不当表示)が、販売時(契約)には消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		認証プログラム名(京都クレジット以外)	●	●	○	○	
	クレジットの調達期限・通知方法	クレジットの調達状況・無効化方法	○	●	○	◎	
		クレジット調達期限・通知方法・頻度	●	●	○	-	
	プロジェクト	プロジェクト名	○	○	○	○	景品表示法、

	クト情報						消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		プロジェクト実施国・実施地域	●	●	○	◎	
		プロジェクトタイプ（風力発電、埋立地ガス回収等）	●	●	○	◎	
		プロジェクト概要	●	●	○	○	景品表示法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		プロジェクト期間	●	●	○	○	
		プロジェクトの排出削減・吸収量	●	●	○	◎	

(インターネット等の通信販売特有の事項)

	情報提供事項	詳細	告知・広告	販売時（チケット等）	開催中	開催後	関連法令に関する注意事項
(4)	販売価格・その他支払いに関する事項	会議・イベント参加費（チケット費）当たりの販売価格	●	●	-	-	インターネット等の通信販売では、表示については景品表示法が、契約については特定商取引法及び消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無	●	●	-	-	
		その他支払いに関する事項（申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料）	●	●	-	-	
	販売事業者情報	販売事業者名	●	●	○	○	
		運営統括責任者名	●	●	-	-	
		連絡先（所在地、電話番号、e-mail）	●	●	○	○	
		ウェブサイトリンク先	●	●	-	-	

(店頭販売特有の事項)

	情報提供事項	詳細	告知・広告	販売時 (チケット等)	開催中	開催後	関連法令に関する注意事項
(4)	販売価格・その他支払いに関する事項	会議・イベント参加費(チケット費)当たりの販売価格	●	●	-	-	販売価格の表示方法については景品表示法(販売価格の明確な提示)、消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要がある
		消費者の価格負担(料金への上乗せ)の有無	●	●	-	-	
		その他支払いに関する事項(申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料)	●	●	-	-	

(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する

カーボン・オフセットに関する説明については、第3章1.(1)と同様の情報提供が求められる。特に会議・イベント開催オフセットにおいては、その開催を通じて参加者とともに排出量の削減努力が行われることが望ましいため、会議・イベントの開催主体と参加者の削減努力について情報提供することが非常に重要である。また、会議・イベントの準備段階においても排出削減努力を行い、会議・イベントの開催主体として情報提供することが望ましい。

(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する

オフセットする対象範囲・算定量・算定方法については、第3章1.(2)又は第3章2.(2)と同様の情報提供が求められるが、特に会議・イベント開催のオフセットにおいては、開催期間中に削減努力を行うことが非常に重要である。このため、オフセットする対象範囲及び算定方法については、事前に推計値及び算定の対象や算定方法を提示した上で、カーボン・オフセットを実施する旨を参加者に提示することが望ましい。

特に、会議においては、会議参加者に対して、会議開催中又はチラシ等で算定結果の通知方法を事前に示すことが必要である。

イベント等においては、チケットに専用ウェブサイトのリンク先を明示するなどして、イベント参加者が事後的に確認できるよう情報提供がなされることが望ましい。記載例については、参考資料1を参照されたい。

また、「カーボン・ニュートラル」等の記載については、第3章1.(2)に示した通り、適切に記載することが必要となる。

《望ましい記述例》

イベント開催に伴い、約XXX トンの廃棄物が発生することが見込まれます。ごみ削減や分別にご協力下さい。本イベントではさらに廃棄物削減に努力しますが、削減しきれない廃棄物処理に伴うCO2 排出量のカーボン・オフセットを実施します。

会議場での電力使用量をオフセットします。冷房使用28 度にする、CO2★トンの削減効果があるため（開催時間1日6時間、25 度に設定した場合との比較）会場の温度設定は28 度とします。クールビズでお越しください。

例えば、数日間、複数の会合が開催されるような国際会議において、主要な会合のみをオフセットしたにも関わらず、すべての国際会議をオフセットしたかのような誤解を与えないために、オフセットの対象とする期間や日数、時間帯を明示する必要があります。

《望ましい記述例》

会議の開催に伴うCO2 排出量をオフセットします。※参加者■名の東京～大阪間の新幹線移動、ホテル宿泊3 日分、イベント会場の電力利用6 時間×3 日

コンサート開催中（2008 年12 月25 日、10 時～17 時）に使用する電力（イベント会場での電力使用）をオフセットします。

また、オフセットの対象とする人数によって排出量は大きく異なることが予想される。例えば、オフセットの対象が「イベント開催主体による排出量のみ」なのか「参加者による排出量も含む」のか等を誤解のないよう明示する必要があります。

《望ましい記述例》

本イベントに参加するお1 人様の排出量約■kg 分をオフセットします。

会議参加者（20 名）の移動（東京～名古屋間のバス移動に伴う燃料使用）をオフセットします。

旅行（東京-大阪間の移動距離■km）や国際会議の参加（ロンドン-成田往復）等、オフセットの対象に移動距離が含まれる場合は、往復か片道かを含む移動区間や距離について明示する必要があります。

《望ましい記述例》

東京～那須間（往復★km）のバス移動により排出されるCO2量お1 人様約■kg 分をオフセットします。

国際会議に参加する委員（英国、フランス、オーストラリア、中国）の航空機移動の成田空港との往復分をオフセット

(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する

オフセットに用いるクレジット・プロジェクトについては、第3 章1. (3) 又は第3 章2.

(3) と同様の情報提供が求められるが、特に会議・イベントにおいては開催後にオフセット量が算定され、クレジットの調達は事後報告となる場合が多いため、会議・イベント実施前に参加者に通知した手法（インターネット、郵送、電子メール等）により、取得したクレジットの種類、無効化の方法、プロジェクト情報が提示されることが望ましい。

(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する

イベント等のチケットにオフセット料金を上乗せして販売する場合は、第3章1.(4)を参照し、オフセット対象を明示した上で、販売価格その他に関する事項を明記されたい。

(5) オフセット料金を参加者が負担する場合の情報提供における制約への対処法

オフセット料金を参加者が負担する場合の情報提供においては、景品表示法や特定商取引法、および消費者契約法等の法令を遵守することが求められる。しかしながら、**情報提供を行う上で**制約が存在する場合には、下記に示す対処法とする。

① 情報提供スペースが十分確保できない場合

会議・イベントにおける参加費（チケット費）の告知や広告及びチケット販売は、チケット販売店や、コンビニエンスストア、インターネット等、様々な場所で実施されるため、カーボン・オフセットに関する情報を提供するスペースを確保することや掲載依頼をすることが困難な場合が多くみられる。そのため、以下で個別の事象に対する配慮事項を示す。

(一定のスペースが確保できる場合)

参加費（チケット費）の告知や広告及びチケット販売時の広告媒体（ポスター・チラシ・チケット等）において、費用の負担者が、表8に列挙された情報を常時入手できる方法を示すことが必要となる。たとえば、以下のようにウェブページのURLや問い合わせ先等を明記する。また、その際には参考資料2のチェックシートや、環境省作成「会議・イベント開催におけるカーボン・オフセットのガイドライン」に掲載されている情報整理シートを活用するなどして円滑に情報提供を行うことが大切となる。

例1) 「カーボン・オフセットを実施します。詳細:<http://www>」

例2) 「カーボン・オフセットを実施します。問い合わせ先:〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇」

(スペースが確保できない場合)

カーボン・オフセットに関する情報を掲載することができない場合は、法令遵守の観点から、カーボン・オフセット料金を通常の価格に上乗せをしないこととする。

② 情報提供内容が未決定の場合

会議・イベントに関する広告、チケットへの印刷を行う時点で、カーボン・オフセットの実施の有無や内容等が未決定の場合は、法令を遵守する観点からオフセット料金を通常の価格に上乗せしないこととする。

2.オフセット料金を開催主体が全て負担する場合

オフセット料金を会議・イベントの開催主体が全て負担する場合に求められる情報提供事項の一覧を表9に示す。環境省指針等に基づき記載されることが望ましい事項「◎」、それらには該当しないが任意で記載されることが望ましい事項「○」とした。

本章を包括する具体的な記載例については参考資料1 に示しており、広告宣伝等の作成にあたり参考にされたい。

表 9 オフセット料金を開催主体が全て負担する場合の情報提供事項一覧

	情報提供事項	詳細	広告	開催中	開催後
(1)	カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットの仕組みの説明（定義、削減努力がまず重要である旨）	◎	◎	○
		地球温暖化対策の喫緊性の説明	◎	◎	○
		イベント開催主体の削減努力	◎	◎	○
		消費者の削減努力の促進に関する情報	◎	◎	○
(2)	オフセットの対象（範囲）	対象とする活動（会場と自宅間の乗り物による移動、イベントでの廃棄物処理など）	◎	◎	○
		対象とする期間（イベントを実施する日数、時間など）、対象とする人数（会議に参加する人数、一人当たり排出量など）、対象とする距離	○	○	○
	算定量・算定方法	対象とする活動に伴う排出量とオフセット量（グラム、トン数）	○	○	◎
		算定方法（根拠とした算定ガイドライン又は算定式等）	○	○	○
(3)	クレジットタイプの説明	クレジットの種類（京都クレジット、JVETSクレジット、国内VER、海外VER）	○	○	◎
		認証プログラム名(京都クレジット以外)	○	○	◎
	クレジットの調達期限・通知方法	クレジットの調達状況・無効化方法	○	○	◎
		クレジット調達期限・通知方法・頻度	○	○	—
	プロジェクト情報	プロジェクト名	○	○	○
		プロジェクト実施国・実施地域	○	○	◎
プロジェクトタイプ（風力発電、埋立地ガス回収など）		○	○	◎	
プロジェクト概要		○	○	○	

	プロジェクト期間	○	○	○
	プロジェクトの排出削減・吸収量	○	○	◎

会議・イベント等の参加者が一切の金銭的負担を伴わない場合においても、第3章1.(2)「カーボン・オフセットに類似する記載を行う際の注意事項」を参照し、参加者の誤解を招く表示のないよう十分留意されたい。

第5章 自己活動オフセットの情報提供

企業が自らの活動に伴う排出量をオフセットする場合（自己活動オフセット）は、前述の通り市民、企業等に商品・サービス等を販売することには該当しない。しかし、企業の環境活動又は営業活動の一環として広告宣伝を行うのが一般的であるため、企業であればその株主や顧客、ひいては広く市民一般に対して適切に情報提供を行うことが求められる。

このため、表10 に示す通り、特にオフセット実施後の情報提供が重要となる。

表10 では、自己活動オフセットの情報提供事項の一覧を示しており、環境省指針に基づき記載されることが望ましい事項「◎」、任意で記載されることが望ましい事項「○」を示した。

本章では、自己活動オフセットにおける情報提供に特有の事項を中心に記載しているが、インターネット等を通じて情報提供する場合は第3 章1.を、印刷物を活用するなどスペース制約がある場合は第3 章2.を適宜参照されたい。また、オフセット実施後の具体的な記載例については参考資料1 に示しており、広告宣伝等の作成にあたり参考にされたい。また、情報提供のタイミング別（販売前、販売時、販売後）のチェックシートを参考資料2として付したため、参照されたい。

表 10 自己活動オフセットの情報提供事項一覧

	情報提供事項	詳細	広告	実施後
(1)	カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットの仕組みの説明（定義、削減努力がまず重要である旨）	◎	○
		地球温暖化対策の喫緊性の説明	◎	○
		自己活動実施者の削減努力	○	◎
(2)	オフセットの対象（範囲）	対象とする活動（ビルでの電力使用量、廃棄物処理など）	◎	◎
		対象とする期間（平日9 時～5 時など）、対象とする人数（会議に参加する人数など）	○	○
	算定量・算定方法	対象とする活動に伴う排出量とオフセット量（グラム、トン数）	◎	◎
		算定方法（根拠とした算定ガイドライン又は算定式等）	○	○
(3)	クレジットタイプの説明	クレジットの種類（京都クレジット、JVETSクレジット、国内VER、海外VER）	○	◎
		認証プログラム名(京都クレジット以外)	○	◎
	クレジットの調達期限・通知方法	クレジットの調達状況・無効化方法	○	◎
		クレジット調達期限・通知方法・頻度	○	○
	プロジェクト情報	プロジェクト名	○	○
		プロジェクト実施国・実施地域	○	◎
		プロジェクトタイプ	○	◎
プロジェクト概要		○	○	
プロジェクト期限		○	○	
	プロジェクトの排出削減・吸収量	○	◎	

(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する

カーボン・オフセットに関する説明については、第3章1.(1)と同様の情報提供が求められるが、自己活動の場合は特にクレジットによる埋め合わせだけでなく、自身の削減努力がなされることが環境省指針の観点からも非常に重要である。

自己活動オフセットを実施する主体においては、削減努力の提示のほかに、各社が実施している環境マネジメントシステム(EMS)、自社目標の設定、その他自治体等による規制への取組等を記載することが望ましい。

とりわけ、環境への取組の一環として企業広告にカーボン・オフセットした/する旨を記載する際は、クレジットの埋め合わせに関する説明だけでなく、企業自身の削減努力への取組を明確に記載する必要がある。記載例については、参考資料1を参照されたい。

(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する

オフセットする対象範囲・算定量・算定方法については、第3章1.(2)と同様の情報提供が求められるが、特に、企業の事業所等のオフセットにおいては、本社ビルのみか、支店全体かといった対象範囲を明確に記載する必要がある。また、第3章1.(2)に示した、「カーボン・ニュートラル」等の用語についても、適切に記載することが必要となる。このため、次に示すような記載のみでは不十分といえる。

【不十分な記述例】 (いずれも、オフセットする対象範囲・算定方法・排出量及びオフセット量が明記されていない)

- ・ わが社はカーボン・ニュートラルです
- ・ わがグループは CO2 ゼロ化を達成しました
- ・ 世界中の全グループ企業の事業活動をオフセットします

《望ましい記述例》

東京本社ビルの2008年度分の電力使用・ガス使用・廃棄物処理に伴うCO2排出量■トン
をオフセットします。

(3) オフセットに用いるクレジット/プロジェクトの説明を明記する

オフセットに用いるクレジット/プロジェクトについては、カーボン・オフセット専用のウェブページを設けている場合はスペースを十分に確保できるため、インターネット等の通信販売に準じて第3章1.(3)と同様の説明を明記することが求められる。株主等に向けた情報提供として環境報告書等の印刷物を活用する場合や第3章2.に準じた情報提供を行う場合は、第3章2.(3)同様にウェブリンク先を記載する等、適切な情報提供がなされることが望ましい。

参考資料1 カーボン・オフセットの類型別記載例

情報提供に当たっては、情報提供の対象者に対してわかりやすい形で行うことが求められる。この観点からは、情報提供を行う場面や媒体によって提供すべき情報が異なることも考えられる。また、カーボン・オフセット型の商品・サービスや会議・イベントで提供できる情報には量に限りがあるが、より詳細な情報を欲する者が情報を入手することが可能なように、ウェブサイト等を通して情報提供を行うことが求められる。

ここでは、環境省指針のカーボン・オフセットの類型別の情報提供事例を示す。

1. カーボン・オフセット型の商品・サービス

カーボン・オフセット型の商品・サービスを提供する場合には、商品であればそのパッケージに、サービスであれば広告媒体、説明書、契約書、又はオフセットを行ったことを証明する書面等にカーボン・オフセットの実施に関する情報を表示する。また、商品・サービスに掲載しきれない情報については、商品・サービスを提供しようとする者のCSR 報告書、ウェブサイト等で積極的に公表することが望ましい。

販売前の情報提供例(チラシ等)

オフセット商品広告の記載例(表)

カーボン・オフセット【バイク】発売 ～【バイク】の年間使用で排出されるCO2■kgをオフセット～



<オフセット概要>

【バイク】利用に伴うCO2排出量: ■kg(年間)

オフセットする量: ■kg (年間排出量を100%オフセット)

南アフリカ埋立地ガス回収プロジェクトで埋め合わせオフセットプロバイダー☆社を通じてクレジットを無効化

<エコドライブの推奨>

ガソリンスタンドなどでタイヤの空気圧をこまめにチェックしエコドライブに努めましょう。

→詳しくはチームマイナス6%ウェブサイト参照

<http://www.team-6.jp/ecodrive/10recommendation/index.html>

<販売元> ☆株式会社 〒100-0000 東京都千代田区丸の内0-4-2

代表 03-0402-0402

オフセット商品広告の記載例（裏）

＜カーボン・オフセットとは＞

地球温暖化には、もはや疑う余地がありません。地球温暖化防止のために私たちができる取組の一つに、「カーボン・オフセット」があります。カーボン・オフセットとは、自分の二酸化炭素排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することをいいます。カーボン・オフセット【バイク】は、お客様が【バイク】を使用する際の年間CO2排出量■kg（年間の燃料使用をオフセット）を南アフリカで実施された埋立地ガス回収プロジェクトでの排出削減によりオフセットします。※年間のバイク使用は、1日☆kmを○日間走行すると仮定し、カーボン・オフセットフォーラムの算定ガイドラインに基づき算定。

尚、【バイク】を製造する群馬工場では、【省エネ努力の具体的内容】を実施した結果、2007年は■トンのCO2排出削減を致しました。また、販売店舗には【省エネ電球】を導入するなど、CO2排出削減努力を実施しています。

詳しくは、弊社環境報告書をご覧ください＜www.0402.jp ウェブサイトリンク先＞

＜オフセットの方法＞

クレジットは、京都議定書で定められたクリーン開発メカニズム事業から生成されたもので、オフセットプロバイダーである☆社から■トンを購入します。販売目標☆台を達成し次第、日本政府の口座に移転し無効化します（無効化は☆社が代行して実施）。移転後は、弊社環境報告書及びウェブサイト【www.0402.jp ウェブサイトリンク先】でお客様にご報告いたします。

＜お客様センター＞


商品・サービスへのお問い合わせは、☆株式会社カスタマーセンター 0120-000-000（平日10:00～17:00）、または電子メールbike@0402.jpまでお問い合わせ下さい。

販売時の情報提供例（商品自体に付与する広告）

＜製品の地球温暖化に与える影響に関する情報＞

- ・CO2排出量: 200gCO2
- ・オフセットされている量: 200gCO2(排出量の100%)

温室効果ガス排出量の増加により地球が温暖化しています。より排出量の少ない商品を選ぶこと、あなた自身の排出量を減らすことに努めましょう。



QRコードを活用する場合

カーボン・オフセット ペン
ペン1本の製造には2kgの二酸化炭素を排出します。ペンの販売額の一部で、エジプトの風力発電事業（京都議定書で定められたクリーン開発メカニズム）による排出権を購入しオフセットします。

詳細は、www.penpen.co.jp

をご覧ください。

＜販売元＞

ペンペン株式会社

お客様センター

0120-000-000

2. カーボン・オフセット型の会議・イベント

カーボン・オフセット型の会議・イベントを開催する場合には、会議・イベントの開催案内やチケット、ウェブサイト等にカーボン・オフセットの実施に関する情報を表示する。

また、会議・イベントの実施後、報告書等を作成する場合には、カーボン・オフセットを実施した結果等、より詳細な情報を積極的に記載することが望ましい。

開催前の情報提供例(チラシ等)

オフセット会議開催広告の記載例(裏)

カーボン・オフセット会議開催

～会議開催に伴い排出されるCO2■kgをオフセット～

<会議概要>

日時:平成22年4月2日10:00～17:00

場所:丸の内オフセットプラザ1階

主催:☆フォーラム

<オフセット概要>

本会議は、環境問題に関連した■について議論する場であることから、本会議開催に伴うCO2排出量をオフセットすることにしました。会議場の電力使用(7時間分)、参加者50名の昼食から出る廃棄物、移動に使用する乗り物がオフセットの対象になります。このため、極力昼食の廃棄物は出さず、公共交通を利用して会場にお越しくくださるようご協力お願い申し上げます。

<オフセット予定のプロジェクト>

オフセットプロバイダーである■社を通じて、中国の風力発電プロジェクトから生成される京都クレジット(CER)を購入しオフセットを実施する予定です。算定結果、クレジットの無効化はウェブサイト及びe-mailにてご報告いたします。



オフセット会議開催広告の記載例（裏）

<カーボン・オフセットとは>

人間活動によって排出されたCO₂などの温室効果ガスによって、温暖化が引き起こされています。カーボン・オフセットとは、自分の二酸化炭素排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

<排出量の算定>

会議場での電力使用量(7時間)、50名の昼食の廃棄物、会社又は自宅から会場までの移動距離と移動手段の合計をオフセットします。CO₂排出量の算定は、環境省のガイドラインに基づき算定しました。詳しくは、弊社ホームページをご覧ください www.offsetkaigi.com

<オフセットの方法>

クレジットは、京都議定書で定められたクリーン開発メカニズム事業から生成されたもので、オフセットプロバイダーである■社から■トンを購入し無効化します。クレジットの無効化の状況については、弊社環境報告書及びウェブサイト<ウェブサイトリンク先>でお客様にご報告いたします。

<問い合わせ先>

☆フォーラム事務局担当: 環境得子

〒100-0000 東京都千代田区丸の内 0-0-0 代表 03-0000-0000 offsetkaigi@kaigi.jp

開催時の情報提供例(チケット自体に付与する広告)

<イベントの地球温暖化に与える影響に関する情報>

- ・(イベント名)の開催に伴うCO₂排出量: **20tCO₂(推計)**
(環境省指針に基づきイベントの開催に伴う電力使用量、ガス使用量、イベント主催者の移動手段から排出量を計算)
- ・オフセット予定量: **15tCO₂(排出量の75%)**
- ・オフセットに要する費用: **約60,000円**
- ・オフセットに用いる排出削減・吸収量: **CDMクレジット**
(政府償却口座への移転により無効化)


 温室効果ガス排出量の増加により地球が温暖化しています。あなた自身の排出量を減らすことに努めましょう。

情報提供のイメージ(イベントの場合)

開催後の情報提供例（ウェブサイト）

イベントオフセット・ウェブサイト上での報告例

〇〇市 環境課



カーボン・オフセットイベント報告

～2008年8月3日に開催された、〇〇市花火大会のカーボン・オフセットを実施しました～

<カーボン・オフセットとは>

カーボン・オフセットとは、自分の二酸化炭素排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することをいいます。

〇〇市では、もはや一刻の猶予も許されない地球温暖化への取組の一環として、〇〇市花火大会のカーボン・オフセットに取り組む事にしました。大会開催中は、省エネ電球への切り替えやゴミ持ち帰り運動などの削減努力により、前年比で〇トンのCO2削減に成功しましたが、削減しきれなかった〇トンについて、南アフリカで実施された地方電化プロジェクトで大会に伴い排出されたCO2をオフセットすることにしました。

<CO2算定根拠>

花火大会実施にあたり、■■研究所に排出量算定を依頼し次の通り算定を行いました。

開催期間：2008年8月3日午後5時～10時、オフセット対象：大会開催のために設置された照明器具の使用に伴う電力消費量、大会開催に伴い排出される廃棄物量、比較対象：昨年（2007年8月5日開催）の電力使用量及び廃棄物量〇トンとの比較。

算定結果：今年の廃棄物処理量は〇トンでありCO2量にして〇kgの削減に成功

排出量の算定は、環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver2.3）」（平成20年5月）に基づき次の通り■■研究所が算定【詳細を記載】

<オフセットの方法>


オフセットに使用するクレジット（排出権）は、自主的カーボンクレジットであるVERを用います。南アフリカで実施される地方電化プロジェクトから生成されるクレジットは、ゴールドスタンダード認証を取得しており、2008年12月に発行される予定です。クレジットが発行され次第、ゴールドスタンダードのレジストリ（管理簿）上で無効化（二重に使用されないよう取消す処理）を行い、本ウェブサイトにてご報告します。

<お問い合わせ先>

〇〇市環境課 0120-000-000.
電子メールでの問い合わせ kankyo@0402.jp

<南アフリカ 地方電化プロジェクト>

南アフリカの未電化地域に太陽光発電設備を導入し2000世帯に電力を供給するプロジェクトです。☆☆コンサルティング及び〇〇銀行が出資しており2006年12月よりプロジェクトが開始されています。詳細はゴールドスタンダードのウェブサイト<リンク先>をご覧ください。



3. 自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの実施

自らの事業活動におけるカーボン・オフセットを実施する場合には、CSR 報告書、企業を紹介するパンフレット、ウェブサイト等にカーボン・オフセットの実施に関する情報を掲載する。

実施後の情報提供例 (ウェブサイト)

自己活動オフセット・ウェブサイト上での報告例

☆☆銀行 ☆☆Bank



環境問題への取組

プレスリリース

・人為的な温室効果ガスの排出量の急増により、地球は今、深刻な事態を迎えようとしています。
環境問題への取組の一環として、弊社では本社ビルのカーボン・オフセットを実施することにしました。

<カーボン・オフセットとは>

カーボン・オフセットとは、自分の二酸化炭素排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

これまで、弊社では省エネ電球への切り替えや、冷暖房の温度調節などによりCO2排出削減努力を実施し2008年のCO2排出量は■トンに削減することに成功しました。しかし、削減が困難な■トンについて今回オフセットを実施することにしました。

※2007年の年間CO2排出量■トンとの比較。

<CO2算定根拠>

弊社の東京本社ビル(千代田区丸の内)での、年間(平日9:00~18:00)の電力、ガス、水道使用量、廃棄物処理に伴うCO2排出量は年合計■トンです。排出量の算定は、環境省ガイドラインに基づき、☆研究所に依頼しました。算定結果の詳細は次の通りです。【詳細を記載】

<オフセットの方法>

本社ビルのオフセットは、ベトナムの水力発電事業のクレジット(排出権)によりオフセットします。クレジットは、☆証券から既に入っており、日本政府の償却口座に移転を完了しました。詳細は弊社CSR報告書(www.offsetbank.jp)にて公表しております。

<お問い合わせ先>

弊社の環境活動についてご質問等ございましたら、環境室 0120-000-000、または電子メール offset@bank.jpにてお問い合わせ下さい。

参考資料 2 チェックシート

販売前（広告）の情報提供チェックシート

広告作成前の確認事項	チェック	
環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について」の内容を理解しましたか？	□	
カーボン・オフセットに関するFAQ 集をよく読み、オフセットの仕組みについて理解しましたか？	□	
オフセットの対象となる活動等の算定方法については、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）やその他研究所等の専門機関に相談しましたか？	□	
オフセットに使用するクレジットの手配は済んでいますか？	□	
※オフセットについて分からない点は、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）ヘルプデスク（03-5776-0402）に御相談ください。	□	
広告等への表示における情報提供事項の確認	参照	チェック
カーボン・オフセットに関する説明は記載されていますか？	第3～4章	□
地球温暖化対策について記載されていますか？	1. (1)	□
購入者/販売者の温室効果ガス排出削減努力について記載されていますか？	2. (1) 第5章(1)	□
どの活動に伴う温室効果ガス排出量をオフセットしているか明確に記載されていますか？	第3～5 章 1. (2)	□
オフセットする温室効果ガス排出量の算定方法、算定の根拠はきちんと明示していますか？	2. (2) 第5 章(2)	□
オフセットに使用するクレジットの種類は明示しましたか？		□
オフセットに使用するクレジットの調達期限（発行前クレジットの場合）を記載しましたか？		□
オフセットに使用するクレジット取得後（発行前クレジットの場合）に購入者にクレジットを取得したことを通知する方法は記載しましたか？	第3～5 章 1. (3) 2. (3)	□
オフセットに使用するクレジットの無効化（二重販売しない）の方法を記載しましたか？	第5 章 (3)	□
消費者が出資したプロジェクト情報（実施国・地域、タイプ、事業概要等）を記載しましたか？		□
オフセットに使用するクレジットのトン数及び販売価格は関連法令に則り明確に記載しましたか？	第2 章	□
支払いに関する事項（申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料）は関連法令に則り明確に記載しましたか？	第3～5 章 1. (4)	□
販売事業者情報（販売業者、運営統括責任者、所在地、電話番号）を記載しましたか？	2. (4)	□

販売時（契約）のチェックシート

販売時（契約）の情報提供事項の確認		参照	チェック
カーボン・オフセットに関する説明は記載されていますか？		第3～4章	<input type="checkbox"/>
購入者/販売者の温室効果ガス排出削減努力について記載されていますか？		1. (1) 2. (1) 第5章(1)	<input type="checkbox"/>
どの活動に伴う温室効果ガス排出量をオフセットしているか明確に記載されていますか？		第3～5章 1. (2)	<input type="checkbox"/>
オフセットする温室効果ガス排出量の算定方法、算定の根拠はきちんと明示していますか？		2. (2) 第5章(2)	<input type="checkbox"/>
オフセットに使用するクレジットの種類は明示しましたか？		第3～5章 1. (3) 2. (3) 第5章(3)	<input type="checkbox"/>
オフセットに使用するクレジットが調達済みか、まだ調達できていないかきちんと明示しましたか？			<input type="checkbox"/>
オフセットに使用するクレジットが未調達の場合、調達予定先や取得予定時期、取得したことを通知する方法を明示しましたか？			<input type="checkbox"/>
クレジットの無効化（二重販売しない）の方法を記載しましたか？			<input type="checkbox"/>
京都クレジット	償却口座へ移転 <input type="checkbox"/>		
	無効化口座へ移転 <input type="checkbox"/>		
JVETS クレジット	無効化口座へ移転 <input type="checkbox"/>		
国内VER	無効化口座へ移転 <input type="checkbox"/>		
海外VER	指定された無効化口座へ移転 <input type="checkbox"/>		
消費者が出資したプロジェクト情報（実施国・地域、タイプ、事業概要等）を記載しましたか？			<input type="checkbox"/>
オフセットに使用するクレジットのトン数及び販売価格は関連法令に則り明確に記載しましたか？		第2章	<input type="checkbox"/>
支払いに関する事項（申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料）は関連法令に則り明確に記載しましたか？		第3～5章 1. (4)	<input type="checkbox"/>
販売事業者情報（販売業者、運営統括責任者、所在地、電話番号）を記載しましたか？		2. (4)	<input type="checkbox"/>

販売後のチェックシート

販売後の情報提供の方法	参照	チェック
次のいずれかの方法で販売後の情報を提供する準備ができていますか？		
インターネットでオフセット情報を報告するページを開設している		<input type="checkbox"/>
年次報告書/環境報告書で報告する準備ができています		<input type="checkbox"/>
郵送で顧客等に通知する準備ができています		<input type="checkbox"/>
メールで顧客等に通知する準備ができています		<input type="checkbox"/>
店頭で販売後の報告をするポスターやチラシ等を配布する準備ができています		<input type="checkbox"/>
TVCM やラジオなど、メディアで報告する準備ができています		<input type="checkbox"/>
販売後の情報提供事項の確認（証明書類等）	参照	チェック
オフセットの対象を明記しましたか？	第3～5 章	<input type="checkbox"/>
オフセットの算定方法を明記しましたか？	1. (2) 2. (2) 第5 章(2)	<input type="checkbox"/>
オフセットに用いたクレジットの種類を記載しましたか？	第3～5 章	<input type="checkbox"/>
オフセットに用いたクレジットの調達量を記載しましたか？	1. (3)	<input type="checkbox"/>
クレジットの無効化の方法について記載しましたか？	2. (3) 第5 章(3)	<input type="checkbox"/>

参考資料 3 用語集

用語	解説
オフセット・プロバイダー	カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。市民向けの大半はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかにも、カーボン・オフセットのコンサルティング支援する事業者も多い。
温室効果ガス	気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF ₆ ）の6つを指す。
カーボン・オフセット	まず自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）ことをいう。例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない事業活動をオフセットするために、例えば海外で実施された排出削減プロジェクトで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。 よって、例えばある工場での排出削減量をクレジットとして発行し、同じ事業所のオフセットに用いることは、カーボン・オフセットではなく単なる削減努力でありこの仕組みに当てはまらない。
カーボン・オフセットの類型	環境省指針では、カーボン・オフセットを①カーボン・オフセット型の商品・サービス、②カーボン・オフセット型の会議・イベント、③自己活動オフセットに類型化している。①は、クレジット付きの商品・サービスを指す。②は、国際会議やスポーツ大会など、開催に伴う温室効果ガスの排出を埋め合わせるものをいう。③は、家庭の電気・ガスの使用量のオフセットや、企業の本社ビルの電力使用等をオフセットするものなどをいう。
カーボン・ニュートラル（炭素中立）	オフセットの対象とする活動（市民の日常生活、企業の事業活動等）に伴う排出量と他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせ（オフセット）した量が同量（イコール）である状態をカーボン・ニュートラル（炭素中立）という。例えば、本社ビルをオフセットする際、50%を省エネ等の排出削減努力で削減し、残り50%をクレジットで埋め合わせた場合、カーボン・ニュートラルを達成したと言える。また、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定）においては、「バイオマスを燃焼すること等により放出されるCO ₂ は、生物の生長過程で光合成により大気中から吸収したCO ₂ であることから、バイオマスは、私たちのライフサイクルの中では大気中のCO ₂ を増加させない」特性と定義されている。

用 語	解 説
カーボン・マイナス	オフセットの対象とする活動（市民の日常生活、企業の事業活動等）に伴う排出量を他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせ（オフセット）した量が上回る状態をいう。例えば、ある家庭全体の排出量の50%を省エネ等の削減努力で削減し、更に70%分のクレジットを埋め合わせるために購入した場合、その家庭は20%分のカーボン・マイナスな状態と言える。
管理簿（レジストリ）	クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。 例えば、国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が整備する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重記録等を防止している。しかし、VER については、例えばゴールド・スタンダード等、個別の第三者認証機関が独自のレジストリ上でクレジットを管理しているため、世界的に統一されたレジストリがないのが現状となる。
国別登録簿	地球温暖化対策推進法に基づき、日本政府（環境省及び経済産業省）が整備する、京都メカニズムクレジットを管理する電子システムをいう。京都議定書附属書 I 国はすべて、この国別登録簿を作成、維持することが義務づけられている。 具体的には、この国別登録簿上で、京都メカニズムクレジットの発行、保有、移転、償却、取消等を管理しており、日本の国別登録簿は、2007 年3 月からクレジットの法人保有口座の開設を受け付け、同年11 月から気候変動枠組条約事務局が整備した国際取引ログ（異なる国の国別登録簿を電子的に接続するシステム）に接続している。
京都目標 （京都議定書で約束した6%削減目標、京都議定書目標達成等様々な表現がある）	1997 年12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3 回締結国会議（COP3）」において採択された京都議定書（2005 年2 月16日に発効）は、二酸化炭素（CO ₂ ）等6 種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めている。 京都議定書により、1990 年を基準年として温室効果ガスを先進国全体で5.2%削減することを義務づけ、また日本を始めとする先進各国は、第1 約束期間（2008～2012 年）に温室効果ガスの累積排出総量を一定量以下に抑えなければならないことが定められた。 日本は、第一約束期間中の累積排出総量を、基準年（1990 年）排出量から6%を減じた94%を1 年分とし、それを5 倍（5 年分）した量以下にしなければならない。
京都メカニズム	京都議定書に定められる排出削減目標を達成するために、自国内での排出削減以外の目標達成手段のメカニズム。 クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism : CDM）、共同実施（Joint Implementation : JI）、国際排出量取引（International Emissions Trading）の3 つを指す。

用 語	解 説
京都メカニズムクレジット (京都クレジットともいう)	京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジットをいう。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、①各国に割り当てられるクレジット (Assigned Amount Unit, AAU) ②共同実施 (Joint Implementation, JI) プロジェクトにより発行されるクレジット (Emission Reduction Unit, ERU) ③クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism, CDM) プロジェクトにより発行されるクレジット (Certified Emission Reduction, CER) ④ 国内吸収源活動によって発行される クレジット (Removal Unit, RMU)の4 種類がある。
グリーン電力証書	風力、太陽光、地熱等、自然エネルギーから発電された電気のグリーン価値部分を証書として発行したもの
クレジット (温室効果ガスの排出削減・吸収量)	温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトを通じて生成される排出削減・吸収量の総称。第三者機関によって認証されているクレジットとそうでないものがある。カーボン・オフセットには、京都メカニズムクレジット、京都メカニズム以外のVER、JVETS、グリーン電力証書などがある。(クレジットの種類については用語集別記参照)
クレジットのダブルカウント	ダブルカウントとは、クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる(オフセットする)場合に、ある一つのクレジットが複数の異なる排出活動を埋め合わせる(一つのクレジットで何度も違うものをオフセットしてしまう)のに用いられることをいう。
自己活動オフセット	市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトからのクレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの(費用は基本的に市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が自己負担)。例えば、家庭の電気・ガスの使用、企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット等をいう。
自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)	環境省が2005 年度から開始している、試行的な国内排出量取引を実施する制度。自主的に温室効果ガスの削減目標を立てて排出削減を行う事業者を対象としている。 具体的には、自ら定めた温室効果ガスの排出削減目標を達成しようとする事業者に対して、補助金を交付し経済的インセンティブを与えることで、事業者自らの排出削減だけでなく排出枠の取引を活用することで削減目標を達成することができる仕組み。
自分ごと	地球温暖化問題は自らの行動が原因の一部であることをまず知ること、そして地球温暖化防止対策が進まないことで世界に起こる事態は自分の行動と関係する我がことと捉えることをいう。 市民一人一人のライフスタイル・ワークスタイルの見直しを促すためには、温室効果ガス削減を自分のこととして意識することが重要である。

用語	解説
償却	京都クレジットを「償却する」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成に用いるために、日本の国別登録簿上の償却口座へ移転することをいう。京都クレジットを移転する口座は複数あり、日本を含む京都議定書附属書 I 国が京都議定書に基づく削減目標を達成するには、償却口座に目標量が移転されていなければならない。このため、目標達成は、実際の第一約束期間中（2008年～2012年）の排出量と償却口座内のクレジット量の比較により判断される。一方、京都クレジットを「取り消す」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成には用いないために、国別登録簿上では取消口座に移転することをいう。このため、京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする際にクレジットを取り消した場合には、京都議定書の目標達成とは別に世界全体での温室効果ガスの削減に貢献したことになる。
低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。
二重記録	京都メカニズムクレジットは、京都議定書及びその関連規定に基づき、1 トンごとに異なる番号を付されて管理されている。二重記録とは、同一番号の京都メカニズムクレジットが同時に異なる口座に記録されてしまうことをいう。
排出削減・吸収の確実性・永続性	商品、サービス、イベント、自己活動等からの排出量が確実に埋め合わされていることを担保するためには、排出削減・吸収プロジェクトにより確実な排出削減・吸収があり、かつこの排出削減・吸収が将来にわたって永続的であることが必要となる。 例えば、植林プロジェクトによる温室効果ガス吸収量でオフセットすることとしても、実際に植栽された樹木が管理不足で枯死してしまった場合には、想定していた吸収量は発生しないことになるため、適切な管理を継続的に行う等、永続性を確保することが必要です。
見える化	食品のカロリー表示のように、どのような行為からどれくらいの温室効果ガスが排出されるのかを数量で具体的に表示することによって「見える化」し、市民、企業等が自らの排出量を把握しやすくすることをいう。

用語	解説
無効化	オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジット。

	このVERについて、いくつかの民間団体が独自の認証基準を設けている。
--	------------------------------------

カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) 「カーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者認証及びラベリング」ワークショップ委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	現職名
明日香 寿川	東北大学東北アジア研究センター 教授
宇高 史昭	京都市総合企画局地球温暖化対策室 計画推進担当課長
大島 美保	財団法人日本環境協会エコマーク事務局 普及・国際協力課長
麴谷 和也	グリーン購入ネットワーク 事務局長
鈴木 恭蔵	東海大学法科大学院 教授
竹内 恒夫	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
谷村 知由季	社団法人環境情報科学センター調査研究室 研究員
仲尾 強	ビューロベリタスジャパン株式会社 地球環境グループ部長
◎新美 育文	明治大学法学部 教授
原 早苗	埼玉大学経済学部 非常勤講師・消費者問題研究家
武川 丈士	森・濱田松本法律事務所 弁護士
山本 重成	財団法人日本品質保証機構地球環境事業部 次長

(座長は◎)

ワークショップの審議経過（日程及び議事内容）

平成20年

5月30日 第1回ワークショップ

- (1) カーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者認定及ラベリングに関するワークショップの設置について
- (2) 内外のカーボン・オフセットの現状について
- (3) カーボン・オフセットの透明性に関する海外事例について
- (4) 情報開示のタイミングと関係のある法について
- (5) カーボン・オフセットに係る透明性を確保するための消費者への説明、情報提供に関する論点について

9月25日 第3回ワークショップ

- (1) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(案)のパブリックコメントの実施について

10月21日 第4回ワークショップ

- (1) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(案)のパブリックコメントの結果について